

令和7年3月3日（月曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 影山孝男	2番 三瓶一壽	3番 大内広信
4番 佐藤弘	5番 山崎ふじ子	6番 石井一正
7番 小林孝	8番 松村妙子	9番 三瓶文博
10番 篠崎聡	11番 橋本善一郎	13番 影山常光
14番 遠藤亮子	15番 鈴木利一	16番 影山初吉

2 欠席議員は次のとおりである。

12番 佐久間正俊

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 荒井公秀	書記 橋本和宜
	書記 佐藤祐梨子

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	坂本浩之
副町長	伊藤朗

総務課長	宮本久功	財務課長	菊田誠子
企画政策課長	渡辺淳	住民課長	佐久間島宏
税務会計課長	今泉喜徳	保健福祉課長	影山清夫
子育て支援課長	大内広三	産業課長	遠藤晃
建設課長	新野恭朗	企業局長	伊藤晴之
教育長	添田直彦	教育次長兼 教育課長	藤井康
生涯学習課長	鳴原健二		

農業委員会会長	橋本正亀
---------	------

代表監査委員	鈴木輝夫
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和7年3月3日（月曜日） 午前10時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会議日程の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 令和7年度町政施政方針
- 第5 議案第3号 三春町アウトドア・アクティビティ拠点施設新築工事請負変更契約について
- 第6 議案第4号 三春の里農業公園駐車場整備工事請負変更契約について
- 第7 議案第5号 三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報



これより本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、13番影山常光議員、14番遠藤亮子議員の両名を指名します。

…………… 会議日程の決定 ……………

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題とします。

今定例会議の日程は本日から3月13日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会議の日程は、本日から3月13日までの11日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、タブレットに掲載したとおりでありますので、ご了承願います。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第3、諸般の報告を行います。

出納検査の結果について、監査委員より令和6年度第9回、第10回、第11回の出納検査報告があり、その写しを掲載いたしましたので、ご了承願います。

…………… 令和7年度町政施政方針 ……………

○議長 日程第4、令和7年度町政施政方針について、町長の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。

まずはじめに、今回の私の病気療養のために約1ヶ月間お休みをいただいたことにつきまして、またご心配をおかけしましたことにつきましてお詫びを申し上げます。その間、様々なご配慮をいただきました議長はじめ議会議員の皆様、そして町政を支えてくれた副町長、教育長はじめ職員の皆様深く感謝を申し上げます。

おかげさまで治療を終えまして、医師の指導のもと、体調もこのように回復して公務に復帰することができました。今後も体調管理には十分留意しながら、引き続き積極的に町政を進めて参りますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、令和7年三春町議会定例会3月会議が開催されるにあたり、令和7年度一般会計予算の概要や主な施策についてご説明いたしますが、それに先立ち、町政に関する当面の諸課題について所信の一端を述べさせていただきます。

今年には三春町合併70周年にあたる節目の年であります。これまでの三春町の歩みを振り返り、これからの新しい三春町を考える年にして参りたいと考えております。人口減少・少子高齢化、地域社会の変貌、地球規模での環境問題など、様々な社会問題を抱えるなか、未来に繋ぐ将来を見据えたまちづくりを進めていかななくてはなりません。

これらの考えに基づき、時代に合わせた今後10年間のまちづくりの方向性を示すものとして策定いたしました、第8次三春町長期計画が令和7年度からスタートいたします。

本計画に掲げた三春町の目指すべき将来像は、「いつまでも“ゆかしい”まち三春」であります。本町で昔から大切にされている「人の温かさやつながり」、「自然環境や田園風景」、「歴史や文化」などの魅力を“ゆかしい”という言葉で表現し、そんなゆかしい魅力を大切に守り、活かしながら、町民の一人ひとりが心惹かれる町であり続けたいという想いを“いつまでも”という言葉で表現したものであります。

本計画の策定にあたって、各地区との意見交換会に参加いただいた皆様、中学生ワークショップに参加いただいた生徒の皆さん、アンケート調査やパブリックコメントなどにご協力いただいた多くの皆様に、この場をお借りして改めて感謝を申し上げたいと思います。

次に令和7年度当初予算案の概要について説明します。

予算編成にあたっては、町民が安心して生活するための社会保障費や防災・減災に関する経費、街なかへの誘客や観光資源を活かした地域活性化の推進に関する取組みなどに財源を配分したところです。

一般会計当初予算の総額は86億152万円で、前年度当初予算と比較して5億8,829万円の減額となりました。

その他5つの特別会計の合計では、38億4,392万円、4つの企業会計の合計では15億637万円を計上し、これらを含めた令和7年度の予算総額は139億5,181万円となっています。

次に第8次三春町長期計画の5つの基本目標に沿って、新年度の事業概要について説明いたします。

基本目標1の「こどもの笑顔」はぐくむ地域づくりでは、子育て世代の声に耳を傾け、経済的負担の軽減や、妊産婦・こどもの健康増進、病児・病後児保育といった子育てサービスの充実と利用促進に取り組みます。

学校教育分野では、「小学校教育のあり方に関する基本方針」を策定し、少子化が進行する中での小学校について、学校再編のための具体的な協議を実施して参ります。小・中学校児童生徒の学習用タブレットについて、令和8年度当初から使用するための更新準備を進めます。

また、岩江こども園の開園に伴い閉園する岩江幼稚園を児童クラブに改修し、岩江センターから移転することにより、子どもたちの活動のための環境整備に努めます。

文化財保護事業については、文化財保存活用地域計画策定に向けて、町内各地域の有形・無形文化財の調査を行い、文化財の保存・継承及び活用につなげるための方針を明確化する事業を進めるとともに、三春城跡について国史跡指定を目指した調査や地形図作成などに取り組みます。

基本目標2の「健やかな心と体」はぐくむ地域づくりでは、各種健康診査事業を実施し、病気の早期発見と重症化予防に取り組むとともに、町営ジムの利用拡大を図り、町民の健康づくりを支援します。

また、4月から定期接種化される带状疱疹ワクチンの接種を含め、各種法定予防接種の接種率向上を図ります。

高齢者の保健福祉事業としては、昨年に引き続き地区サロン活動の充実を図り、各自の介護予防と地域の支え合いの仕組みづくりを推進するとともに、複雑化した地域課題に対応するため、「属性を問わない相談支援」と「社会とのつながりを作るための支援」を一体的に推進し、誰もが安心して暮らせる地域づくりに引き続き取り組んで参ります。

基本目標3の「地域の絆」はぐくむ地域づくりでは、少子高齢化や価値観の多様化などを背景として、地域活動の維持・継続が厳しい状況となっているなか、若い方々が地域活動に参加しやすいきっかけづくりや、自治会活動・各地区まちづくり協会活動への支援などにより、地域活動・地域コミュニティ機能の維持・発展を推進して参ります。

また、姉妹都市との地域間交流や、こおりやま広域圏での広域連携を進めて参ります。

基本目標4の「賑わいと活気」はぐくむ地域づくりでは、産業分野における高齢化や後継者不足の課題解消、地域経済の活性化や町の産業振興に向けた取組みを推進して参ります。

農林業においては、今年度末に完成する地域計画をもとに、今後の町の農業振興の指針の策定や

持続可能な農業経営の強化を図るための支援を推進して参ります。

また、新規就農者等の担い手の確保や地元農産物のブランド化、6次産業化を推進するため、農業者・商工業者との連携強化や商品開発に対する補助事業を実施して参ります。

商工業においては、若年層の地元企業への雇用を促進するための情報発信の強化や空き店舗対策事業の拡充による起業支援を推進して参ります。

また、関係機関と連携した中小事業者に対する経営安定化への支援や中心市街地活性化への取組みを引き続き進めて参ります。

観光分野においては、町の観光資源の効果的な活用や情報発信力を高めるとともに、アウトドアヴィレッジ三春のオープンを機に地域経済の活性化や産業振興など、様々な事業やイベントを通して、観光客や交流人口を増やし町全体の活性化につなげて参りたいと考えております。

基本目標5の「安全な暮らし」はぐくむ地域づくりでは、老朽化した三春分署の移転整備事業に着手し、令和9年度完成を目標にして設計業務などに取り組みます。また、三春町を会場として県中防災訓練が開催されますので、これを機会に町民の防災意識の更なる向上を図って参ります。

交通安全防犯対策として、ガードレールやカーブミラーなどの設置、通学路及び交差点の維持補修、高齢者のための安全運転支援装置の設置に対する支援を継続するとともに、防犯対策の強化を推進するため、新たに防犯カメラの設置事業に取り組みます。

町道の改良工事や維持工事、橋梁の点検や補修工事などを継続して進めて参ります。

また、市街地やさくら湖周辺にある散策路の修繕を行い、歴史的・文化的資源の活用を図って参ります。

町民の日常の移動を支える地域公共交通については、交通事業者等と連携を図り、利便性の高い持続可能な地域公共交通の実現に向け、路線バスの再編、町営バス運行の見直しを行うとともに、タクシー一定額制実証運行について、引き続き取り組んで参ります。

また、磐越東線活性化対策協議会による、鉄道の利用促進や地域活性化の取組みについて、田村地域での連携した取組みを継続して参ります。

ごみ処理に関する取組みでは、ごみの減量化、資源化を更に推進するとともに、高齢者等でごみ出しに困っている世帯の戸別収集については、引き続き継続した取り組みを進めて参ります。

また、みはる暮らしの魅力発信や経済的な負担軽減を図る支援など、移住定住につながる施策の強化も図って参ります。

以上、町政運営に関する所信の一端と、令和7年度一般会計予算の概要や主な事業について申し上げます。令和7年度の施政方針といたします。議員並びに町民の皆様には、今後も本町の町政運営にあたりご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

…………… 議案の上程 ……………

○議長 日程第5、議案第3号「三春町アウトドア・アクティビティ拠点施設新築工事請負変更契約について」から日程第36、議案第34号「令和7年度三春町宅地造成事業会計予算」までを一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 今定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要を説明いたします。

工事請負変更契約に係る議案が2件、条例の一部改正に係る議案が5件、指定管理者の指定に係る議案が7件、令和6年度三春町一般会計等の補正予算に係る議案が8件、令和7年度三春町一般会計等の予算に係る議案が10件、監査委員の選任につき議会の同意を求める議案が1件、農業委員会委員の任命につき議会の同意を求める議案が13件、人権擁護委員候補者の推薦につき議会

の意見を求める議案が1件。合計47議案であります。それらの説明につきましては、配布いたしました議案書・議案説明書のとおりであります。慎重に審議くださいますようお願い申し上げます。

……………・議案の質疑……………

○議長 　ただいま議題となっております32件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

2番三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員）　膨大な議案の提案なんですけども、それを考えるうえで基本となる背景について質問させていただきたいと思うんですけども、町においては人口減少に伴う納税義務者の減少傾向が見られるということなんですけども、これを具体的に示すようなグラフなり何なりのデータってのはあるんでしょうか。それをもとにいろいろ今後の議案を検討していく必要があるかと思っておりますので、回答の方よろしくをお願いします。

○議長 　答弁を求めます。

今泉税務会計課長。

○税務会計課長 　それではお答えいたします。

グラフのような資料ということでありましたが、数字の方で申し上げさせていただきたいと思っております。町民税の納税義務者数ですが、令和元年度が8,498人で、令和6年度が8,414人で、5年間で84人減少しているという状況がございます。

以上です。

○議長 　その他ありませんか。

2番三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員）　今の税源がどんどん下がっている実情は分かりました。

ということで、依存財源である地方交付税等の比率が高い状況と伺っていますが、三春町の地方交付税の依存状況値は三春の町の規模としてはどういうふうに評価しているんでしょうか。町としての意見をいただきたいと思います。

○議長 　答弁を求めます。

菊田財務課長。

○財務課長 　お答えさせていただきます。

令和7年度の当初予算ベースで地方交付税の状況ですが、一般会計の歳入の34.9%が比率となっております。こちらの数値がどの程度で、理想値はどのくらいなのかということでございますけれども、令和5年度の決算のときに県平均で27.8%という比率でございまして、三春町の令和5年度の決算においても同率27.8%ということで、平均と比較して特に大きく乖離していることではないので、現状で大丈夫かなというふうには考えております。

○議長 　2番三瓶一壽議員に申し上げます。

今回は提案理由に対する質疑でありますので、今後予算決算特別委員会並びに分科会に付託しますので、その中で審議できるものはその中で行ってください。この間の全員協議会で質問して納得いかなかった部分などを取り上げて質問してください。をお願いします。

2番三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員）　町民が安心して生活できるための社会保障費ということなんですけども、おそらく各分野から予算要求が相当上がってきていると思うんですね。それを分別して今回の予算提案に決定されたのかと思うんですけども、その辺の選び方というか、結局どのぐらいの規模の要求が上がってきて今回の選択結果になったのか、概要を教えてください。

ければと思います。

○議長 これはやっぱり議案審査に入っている質問だと思うんですが、どうでしょう。

○2番（三瓶一壽議員） 質問を変えます。

ちょっと変わってくるんですけど、地域提案型まちづくり交付金というのがございましたが、これって過去の採択事例というのはどんなものがあったのか教えてください。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 地域提案型まちづくり交付金につきましては、まちづくり協会が中心となって地域の活性化のため、あとは地域の課題解決に向けた新たな取り組みを支援するという事で令和4年度からの実施でございますが、採択の実績につきましては、令和4年度は要田まちづくり協会防災備蓄品の整備という事業に取り組んでおります。令和5年度につきましては沢石まちづくり協会の方で「はなももの里プロジェクト」ということで桃の苗木等々を購入する事業を実施しているということでございます。

以上です。

○議長 その他ございますか。

2番三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） ふるさと納税サイトの掲載手数料。あと、ふるさと納税業務の費用があるかと思うんですけども。これが確か627万円ってことなんですけど、費用対効果ってのはどういうふうに考えてますか。

○議長 答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 ふるさと納税の仕組みについてお話ししたいと思います。まず返礼品がございましたが、返礼品は地場産品。それから、調達費は寄付額の30%以下に抑えなくてはならないというルールがございます。加えまして、昨年10月からの新ルールで、事務費、それから寄附の受領証明書の発行費を含めて寄付額の50%以下に収めなければならないという基準がございまして、三春町においてはそのルールの下に取り扱っております。

寄附金額の大小に注目が集まりますが、それ以上に寄附をしていただける方々の人数、いわゆる関係人口の増加による費用対効果は寄附金額以上に計り知れないものがあると考えております。

以上です。

○議長 他にございますか。

2番三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 田村市情報サーバ共同利用分担金っていうのが1,932万円ほどっていうことでこの前説明があったんですけども、内容の説明というか総額規模ってのはどのぐらいになってこの1,932万円なのかなって思いますので、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 これにつきましては、まず負担金の合計でございますが、5億8,000万円程度でございます。これにつきましては1市2町で均等割、もしくは分類によっては人口割で算出して、三春町は1,900万円程度というふうな金額でございます。

以上です。

○議長 他にありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております32件については、掲載した議案付託表のとおり、各常任委員会及び予算決算特別委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第34号までの32件は、掲載した議案付託表のとおり各常任委員会及び予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

…… 陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書 ……

○議長 日程第37、陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書」を議題といたします。

陳情第1号につきましては、掲載した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので報告いたします。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。これにて散会いたします。ご苦労様でした。  
(散会 午前10時26分)

令和7年3月4日（火曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 影山孝男	2番 三瓶一壽	3番 大内広信
4番 佐藤弘	5番 山崎ふじ子	6番 石井一正
7番 小林孝	8番 松村妙子	9番 三瓶文博
10番 篠崎聡	11番 橋本善一郎	13番 影山常光
14番 遠藤亮子	15番 鈴木利一	16番 影山初吉

2 欠席議員は次のとおりである。

12番 佐久間正俊

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 荒井公秀	書記 橋本和宜
	書記 佐藤祐梨子

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	坂本浩之
副町長	伊藤朗

総務課長	宮本久功	財務課長	菊田誠子
企画政策課長	渡辺淳	住民課長	佐久間島宏
保健福祉課長	影山清夫	産業課長	遠藤晃
建設課長	新野恭朗		
教育長	添田直彦	教育次長兼 教育課長	藤井康
生涯学習課長	嶋原健二		

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和7年3月4日（火曜日） 午前10時00分開議

第1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開議 午前10時00分）

..... 開議宣言 .....

○議長 おはようございます。

開会に先立ち、傍聴者の皆様へ申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますよう、お願い申し上げます。

本日は、9名の議員が一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いいたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

..... 一般質問 .....

○議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制をとっております。また質問時間は、質問者1人につき質

問全体で30分以内の時間制限です。

それでは、順番に発言を許します。

○議長 5番山崎ふじ子議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○5番(山崎ふじ子議員) さきに通告しました1件について質問をいたします。

三春小学校の校舎は建てられてから54年が過ぎております。その間、壁を取り払ってオープン教室となったり、再び壁を取り付けたりとしております。

また、3・11東日本大震災後には、大きな鉄筋の筋交いがつけられ、補強工事がなされました。公共のコンクリートの建物は寿命が約50年と言われております。この4月より実施されます第8次三春町長期計画において、「いつまでも“ゆかしい”まち三春」の中の子育て教育分野で「こどもの笑顔」はぐくむ地域づくりと謳っております。

学校教育分野では、第2の課題として、安全・安心な教育環境の構築と謳っております。子どもの笑顔を育むために①三春小学校を移転・新築できないか。②移転・新築するためのどのぐらいの予算が必要なのか伺います。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。ご質問にお答えいたします。

町では、平成27年10月に「三春町公共施設等総合管理計画」を策定し、令和元年12月に一部改訂、令和4年3月に改訂しております。この計画では、町が保有または管理・借用する財産を経営資源として捉え、全庁的かつ長期的な視点に基づき、計画的な予防保全による長寿命化や維持管理コストの低減、施設全体量の適正化、施設の有効利用を図ることとしております。

ご質問の三春小学校校舎については、この計画及び個別管理計画において、学校教育系施設全般としてであります。災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、周辺環境への影響を考慮した安全確保を踏まえながら、計画的な改修や更新等により、機能の維持継続を検討していくものとされております。また、施設の改修や更新については、地域性や利便性に配慮した施設機能の複合化を前提とし、地域との合意形成を図りつつ考えていく必要があるものとしております。

三春小学校校舎は築50年以上が経過しておりますが、町では、平成元年から3年にかけて三春小学校大規模改修工事を実施し、平成25年には東日本大震災の被害を受けた校舎の耐震化工事を実施、令和5年にも地震による被害箇所の改修工事を実施するなど、校舎の長寿命化を図ってきており、耐用年数は70年から80年になっております。

これを踏まえまして、1つめの移転・新築ができないかというご質問であります。現在、町・教育委員会では、「小学校教育のあり方に関する基本方針案」を町民の皆さんにお示しし、小学校再編に向けた話し合いを行っているところでございます。

この話し合いの中で、三春小学校校舎の老朽化が指摘されており、町としても、いずれ更新が必要になることは理解しておりますが、現在は移転・新築のスケジュールを立てるのではなく、施設の長寿命化を図りながら、今後の児童数の現状を踏まえたうえで、優れた教育水準を確保するための具体策を検討することを優先し、時間をかけていきたいと考えております。

次の、仮に移転する場合の費用につきましては、移転・新築をした場合の予算については現在検討をしておりますので、お答えできません。

以上であります。

○議長 再質問を許します。

5番山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 修繕をしながらあと20年近く使えますよ、使っていきますという答弁でありました。

先日、三春小学校を見て参りました。第一、第二、第三校舎がありますが、校舎のつなぎ目のところが度重なる地震により数か所にわたり、ひびが見られます。3・11のような地震がもう来ないとは言えません。南海トラフ地震が起こる確率も80%と予測されている現状です。子どもの笑顔を育むために、移転・新築の準備に取りかかるべきと考えます。

そこで移転先として三春中学校の西側、町営グラウンドの南側の避難広場がとても良い場所かと考えるのですが、その場所は公共の建物を建てることのできるのか伺います。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 ご心配な点はよく理解しております。今、例えばということで旧三春中学校の跡地はいかがかというふうなご提案をいただいたところで…

○5番(山崎ふじ子議員) 避難広場です。

○町長 避難広場。そういった、それぞれあの場所が良いのではないかというお話はあろうかと思いますが、それを含めて先ほど答弁させていただいたとおり、これから児童数が減少していく時代を迎えた中で、かつ災害の時の避難所、様々な機能がある中でどういうものが良いかといった事前の十分な計画づくりというか、それを優先しない限りはきちんとした建物というのとはできないものというふうに思っておりますので、まずはそれを優先させていただきたい、そういった趣旨で答弁させていただきましたので、提案として受け止めさせていただきます。

以上であります。

○議長 再質問を許します。

5番山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 避難広場が使えるかどうか分からないということでありますし、それ以前の検討が必要ということでありますが、私の個人的な希望、夢ということで、あそこの避難広場に、ちょっと面白く天守閣と一緒に抱えた小学校などを造りますと、高速道路から見えるんですね。とても三春のPRになりますし、桜の時期はシャトルバスの待機場になりますので、観光客の方にも大変喜ばれる案かなと思います。

また、天守閣の下に図書館を置いて、次に歴史民俗資料館の分館などを置きましたら、伝統文化を引き継ぐ、そういったことも取り組みますし、あそこの場所ですと中学校と隣接しますので。また近くに第二保育所もあります。そういった異年齢の子どもたちがあそこの場で交流をするということも、とても可能性が広がる夢のある場所になるのかなと思います。

小学校を建てるには大変お金がかかります。お金の集め方について幾つか提案したいと思います。

1つ目は、ガバメントクラウドファンディングというものです。これは2,000円から寄附ができて、返礼品をもらわなければ住んでいるところに寄附ができます。ふるさと納税と同じように控除、還付を受けることができるものです。こういったもので寄附を積み上げていく。

2つ目は、一般寄附ですね。文部科学省では、学校などを建てる場合です。持続可能な地

域づくりということで、地元の木材を使った学校づくりを推奨しております。幸い三春町は山が豊富で木材もかなり調達できるということで、そんな話でもう既に学校を建てたんだら、うちの山の木を使ってくださいというお話も聞こえてきておまして、その木材だけでも1億円近く浮くということでもあります。

あと、建物を造るときに柱の一本寄附、例えば5万円で寄附した方のお名前をそこに刻んでいくとか、そういった形で自分たちの寄附が見える形でできるという、そういった例ですね。そういったことで寄付を募っていくと。最短でも計画したら5年以上はかかるわけで、そういった寄附を積み上げて行って小学校を新築するという計画を出すことが、皆さんに多く呼びかけられることだと思うんです。

また三春小学校の卒業生ですが、今年3月の卒業生を含めると、昭和20年以降で1万1,470人です。私もそうですし、私の子どもたちも卒業生であります。こういったたくさん卒業生を輩出している学校でありますし、皆さんのお力を借りてお金を集めて、移転・新築の計画・準備、本当に計画して準備して何年もかかるわけですから、早急に計画を立てるべきかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 繰り返しになりますが、具体的な建設時期というのは先ほど言ったとおり、前段に綿密な話合いが必要になりますので、あえて申し上げませんが、まずそれはご理解いただきたいと思います。それを踏まえて様々な避難広場の周辺の地域性を活用したあり方ですとか多様な資金調達のあり方、これからの時代当然というふうに思っておりますので、そういうものを踏まえながら、こういった話を一つ一つ進めていきたいなというふうに思っております。

以上であります。

○議長 再質問を許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で5番山崎ふじ子議員の質問を終わります。

○議長 13番影山常光議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○13番(影山常光議員) 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問の前提としての考えを申し上げたいと思います。本格的な人口減少時代が到来する中、都市間の競争は地域の垣根を越えて、資本や労働力、消費動向など各分野において交流進展が見込まれます。町の発展をどのように維持すべきか、公共交通施策についても長期の視点に至って推進していくことが必要となっております。

三春町第7次長期計画の達成目標の課題もあるようですが、今後10年間を見据えた第8次長期計画では、町民の幅広いニーズに対応する利便性の高い公共交通の実現を掲げてスタートしました。豊かな町民生活の実現、地域の活力の向上、まちづくりと一体となった公共交通ネットワークの維持・発展が必要となります。地域の活性化、少子高齢化、通勤・通学、交通弱者に配慮した利便性向上のためには、地域の機能が集約した拠点とこれを結ぶネットワークが整備されたコンパクトシティ三春の形成が必要です。そして、高齢者になっても出歩く機会の多い人ほど、健康で楽しく長生きできる町の実現につながるのではないかと考え

ます。

また、県の中央に位置し、中核都市に隣接する交通の利便性を確保することにより、恵まれた豊かな自然と環境の情報交流拠点・住生活拠点・観光拠点として、地勢的な魅力を発信・活用すべきでもあります。

地域の役割分担と合意形成のもと、地域公共交通ネットワークを形成する施策の充実を図るべきものと考えます。

これらの前提の中から、三春町公共交通計画の現状と交通利便性の向上、その財源、赤字補填等の財政的な見通し、交通インフラの整備、今後活用を含めた対応など、公共交通計画を取り巻く現状について4点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目。磐越東線、乗合路線バス、町営バス、デマンドタクシー、おでかけ応援隊などの利用状況、また日本型ライドシェアの検討などの現状を伺います。

2点目としまして、現在の路線バス三春線に加えて、町南部から直接郡山市にアクセスする斎藤経由三春線の路線新設。これは復活とも言えるものですが、先週2月27日、新聞の報道もされましたが、沿線住民の生活路線として大いに期待されるものであります。町営バスとの接続ネットワークを図り、周辺地区の利便性の向上や観光拠点への誘導など、波及効果をどのように見出すのか伺います。

3点目としまして、直近の路線バスの国・県補助金と沿線市町村の赤字補填の負担額はどのようになっているのか。また、町営バスの隣接市への乗り入れや交通結節点への接続はどう考えるか。

4点目としまして、公共交通計画の推進にあたり、隣接広域連携中核都市圏への通勤通学生の割合や、一般道交通量調査を基に道路交通インフラの整備はどう考えるか。新設する路線バスのルートを県事業の要望に優先事項として加えるべきと思うがいかか。また、広域的な周辺拠点との連携をどう考えるか、お伺いします。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

1点目の各交通機関等の利用状況についてですが、それぞれ直近のデータによりますと、磐越東線全線の1日あたりの平均通過人数は1,109人であり、三春駅は637人が利用しております。乗合路線バスの1日あたりの平均乗車人数については、三春線では25.7人、船引線は6.8人の利用となっております。町営バスについては、全線平均で1日127人の方にご利用をいただいておりますが、自家用車を利用する方が多く、いずれの公共交通機関でも利用者数は減少傾向にあります。

ドア・ツー・ドアによります移動支援の取組みとしましては、今回実証運行を実施しました月定額乗り放題定額タクシー「こまシェア」と、中郷・沢石まちづくり協会が実施しております「おでかけ応援隊・支援隊」があり、「こまシェア」では10月21日から1月31日までの実証運行期間での利用者数は4名、お試し利用者6名、延べ10名の方にご利用いただき、総運行回数は88回でありました。「おでかけ応援隊・支援隊」につきましては、中郷地区では年間延べ110人、沢石地区では延べ301人の方に利用されております。

また、日本版ライドシェアとは、「タクシー事業者が運行管理を行い、地域の一般の方がドライバーとして自家用車を利用し運行するサービス」であり、全国的に導入が開始されております。基本的には配車アプリを活用した仕組みによること、タクシーが不足する地域や時期、時間帯を特定する必要があることなどから、タクシー事業者の負担が増加する場合もあ

り、町内タクシー事業者では導入に慎重であるというのが現状でありますので、導入地域の動向に注視して参りたいと考えております。

2点目の路線バス新規路線である「斎藤経由三春線」につきましては、県道須賀川三春線を主なルートとして令和7年10月の運行開始を予定しており、運行事業者である福島交通株式会社と協議を進めております。新規路線は、星総合病院や三春病院を經由することで医療機関同士をつなぐ重要な路線として位置づけるとともに、可能な限り町営バスと接続し利便性の向上に努めて参ります。特に、郡山からの来訪者が多い「ブリトマート」を結節点として町営バスと接続を行うことで観光路線としても重要な役割を担うこととなり、新たにオープンする「アウトドアヴィレッジ三春」や、まちなかへ誘導することにより、観光客の周遊による町内の活性化につなげていきたいと考えております。

3点目につきましては、路線バスの運行経費が運賃収入等を上回り欠損が生じた場合、地域間の路線の維持確保を目的として福島交通株式会社に国・県・沿線自治体から補助金を交付しております。三春線・船引線の2つの路線に対する三春町からの補助金の実績につきましては、令和4年度は1,555万2,000円、令和5年度は1,550万5,000円、令和6年度は1,493万円となっております。沿線自治体の費用負担割合につきましては、運行距離や人口割などによるものとして沿線自治体の協議により決定をしております。

町営バスの近隣市への乗り入れにつきましては、現在、要田駅に乗り入れを行っており、今年10月に予定する再編に合わせ、舞木駅への乗り入れについても郡山市などの関係機関と調整を行っているところであります。また、路線バスの結節点としましては、2点目の際お答えしましたとおり、民間商業施設でありますブリトマートを結節点として町営バスとの接続を想定しております。

4点目の道路交通インフラ整備につきましては、新規路線である「斎藤経由三春線」のルートは県道となるため、安全な運行は道路管理者との連携が必要であり、道路整備・管理について、引き続き公共交通の面からも県へ要望していきたいと考えております。

○議長 再質問を許します。

影山常光議員。

○13番（影山常光議員） 再質問いたします。

まず、1点目についての質問ですけれども、日本型ライドシェアには2つのタイプがあります。2024年から解禁された日本版ライドシェアでは、まず1点目。「自家用車活用事業」と呼ばれまして、これはタクシー会社がライドシェアを行って、通常のタクシーサービスでは対応できない事業を補うために一般ドライバーの車を活用します。身近な例としては最近二本松市の昭和タクシーが取り組んでおります。

そして2点目。これは「自家用有償旅客運送制度」と呼ばれるもので、主に自治体とかNPOが運営を行って、公共交通機関が不足する地域、過疎地域とかあるいは交通手段に恵まれない、そういう遠い地域とか、公共交通が不足している場所について、地域コミュニティーの一員として、自身が自身の車で有償で参画できるという制度でございます。ですから、日本型ライドシェアについては、そういう視点も必要になるかと。検討経過があれば伺います。

2点目につきましては、おおむね了解です。現在は運行に向けて試行検討中かと思っておりますので、運行経路、便数など、期待をしております。

3点目につきましては、沿線自治体の費用負担についてでございます。その中で運行距離についての赤字負担、これはそのとおりかと思っております。ただ、人口割について、先ほどの沿

線で協議をしているというような回答だったわけですが、郡山市は幾ら出していますか。沿線自治体の協議とありますけれども、これはいつから、どのようにして誰が決めたのか。

仮に郡山市が32万都市、三春町が1万6千何百人か。そういう中で、この費用負担は反比例で、郡山が5%、三春が95%負担をしている。要は、大きな都市は乗る確率が多いから赤字に対して負担が少なくて済む。金額で言うと概数ですけども、三春線を例にとりますと郡山市が30万円、三春は700万円、こういうことが想定されると思います。広域連携と言いながら、広域連携協定を結んで周辺、広域連携をしていくんだと言いながら、やはりこの際に見直し・検討要望が可能なのかどうか。

根拠としまして、まず我々の一般社会の法制度とでもいいですか。申しますと、赤字とか補填、賠償とかというものについては、原因者負担が原則です。原因者というのは、要は利用者割合です。これをどのようにカウントしていくのか。その努力をしてみる考えはあるのかと思います。

これは以前から決まっていたのかどうか分かりませんが、例えばどこから乗ってどこで降りたか。今の時代ですからデータ取れると思います。先ほどの答弁にもありましたけども、郡山からブリトマート等に来るお客さんも多いというような話出ましたけども、例えば先ほどの答弁にあった星病院から乗って三春病院で降りた人、またその逆もあります。そういう場合にはどちらの利用者としてカウントするのか。今、結構公共交通計画の中とか何かでもいろんなデータ出ていますので、ぜひそういう中で、お互い広域的な連携の中で公共交通を考えていくということについては、やはり今言った30万と700万、そういうようなことについては検討の余地があるのかなという考えもするところです。この努力をしてみる考えがあるかを伺いたいと思います。

続いて4点目。第8次長期計画でも安全な道路環境の確保を掲げております。ご承知のことと思いますが、私はこの通告の中で通勤通学の割合とか、一般交通量調査等に基づいてという通告しておりますけれども、まず、郡山市に隣接する16市町村の中で、郡山市への通勤通学の割合、これは三春町で働ける人で三春で仕事をしている人以外、その4割が郡山市に通っているということで、郡山市の隣接市町村では一番多い40%。本宮が次いで28%。須賀川が25%。大玉21%、田村市は17%。そういうデータが出ています。ですから、三春から郡山に通っている人、町民の中でかなり多いんだということです。

それと交通量。ちょっと頭に浮かべていただきたいのは、中町5,400台、舞木の宮ノ前4,300台、小泉に行きますと9,900台になる。そして須賀川三春線の斎藤、それは4,400台。さらに蛇石から郡山大越線1,060台。こういう流れを考えると、現在の国道288号線、舞木よりも須賀川三春線、斎藤の方が交通量多いんです。これらの人・車の流れの中でさらに路線バスの開通がされるということは、公共交通が目指す安全で効率的な利便性の使命に対しまして、県道須賀川三春線、雁木田からバイパス、沼之倉。俗に言う並松坂。それから斎藤下行合線、この改良は喫緊の課題であると考えます。

ですから、通常の県事業の要望手順は承知の上で申し上げているわけですが、異常気象とか天候の良い日ばかりではありません。今日も積雪ありますけれども、積雪時に交通渋滞等考えられます。今度は路線バスのルートになります。やはりその辺を加味して、強力に県あるいは道路管理者との要望・協議を進めていくべきかと思います。町長の考えをお聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 再質問にお答えいたします。

まず1点目のライドシェアにつきましては、議員お申し出のとおり2つのパターンがございまして、日本版ライドシェアと言われるものが先ほど答弁したとおり、タクシー事業者さんが運行する事業となります。

もう一つが公共ライドシェアと言われるもので、時間の空白帯によりまして自治体や団体が車両を所有して運行する事業でございまして、こちらの公共ライドシェアにつきましては、現時点で具体的に検討した状況はございません。

2点目の路線バスに対しての補助金の関係でございしますが、まず路線バスにつきましては、その算出の方法であります。まず運行費用と経常収益の差額に対しまして、国が補助金を決定いたします。そして、その同額分を県側の方で補助金を交付しております。その補助金の収支差額に残った分でございますが、こちらが沿線自治体で補助金を交付する形になっておりまして、沿線自治体の負担割合でございしますが、距離割が50%、人口割が50%。人口割につきましては、先ほど議員がお申し出のとおり、人口が多い自治体の方が乗車数が多いと想定されることから、反比例方式での算式となっております。この算出方法につきましては、県内福島交通への地域間での補助金を行っている自治体につきましては、同様な算出方法と聞いております。具体的な郡山市の負担額でございしますが、令和6年度であります。郡山市につきましては、船引線・三春線を合わせまして約700万ほどの負担となっております。この負担割合の見直しの今後の考え方についてであります。今後、新規路線が運行される中で、交通事業者であります福島交通、あとは郡山市と引き続き協議をして参りたいと考えております。

あと、利用者の利用状況のデータでございしますが、今後運行される中で運行事業者であります福島交通の方からデータ提出等の要請を行って、運行の利活用につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長 坂本町長。

○町長 再質問の最後にございました県道須賀川三春線などの関係と斎藤経由三春線との関係の話について申し上げます。ぜひとも重要路線として育て上げたいというふうに思っておりますので、急勾配が目立つ路線でもあります。県道三春須賀川線については、全体的な改修計画がある中ではあるんですが、できれば実績を基に、急勾配あるいは交差点の改良などを引き続き県に対して要望を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 再質問を許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で13番影山常光議員の質問を終わります。

○議長 4番佐藤弘議員、質問席に登壇願います。

4番佐藤弘議員であります。今、喉を痛めておりまして、ちょっと聞きづらい面もあるかと思いますが、ご了承願います。

質問を許します。

○4番(佐藤弘議員) 三春町の小中学校におけるいじめについて質問をいたします。

1点目、令和5年度115件、6年度12月末で109件。各学年ごとの件数と解決数をお聞かせ願います。

2点目、暴力的ないじめは何件ありますか。

3点目、具体的な解決策は何ですか。

4点目、各学校ごとの数を教えてください。

以上、質問いたします。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 1点目の質問にお答えいたします。

いじめの認知件数、解決数につきましては、毎年度末国が行う「児童生徒の問題行動調査」に対し、町内の各小中学校が回答した数値によるもので、令和5年度のいじめの認知件数につきましては、小学校は115件、中学校は7件となっております。

学年ごとの数値を申し上げます。

小学校1年生の認知件数が19件、解決数が19件です。2年生の認知件数が22件、解決件数が22件です。3年生の認知件数が30件、解決数が29件です。4年生の認知件数が13件、解決数が13件です。5年生の認知件数が15件、解決数が14件です。6年生の認知件数が16件、解決数が16件です。中学校1年生の認知件数が4件、解決数が4件です。2年生の認知件数が1件、解決数が1件です。3年生の認知件数が2件、解決数が2件です。

次に、令和6年度12月までの数値ですが、認知件数につきましては、小学校が109件、中学校が4件となっております。

学年ごとの数値を申し上げます。

小学校1年生の認知件数が9件、解決数が8件です。2年生の認知件数が20件、解決数が15件です。3年生の認知件数が27件、解決数が19件です。4年生の認知件数が21件、解決数が15件です。5年生の認知件数が19件、解決数が11件です。6年生の認知件数が13件、解決数が13件です。中学校1年生の認知件数が3件、解決数が3件です。2年生の認知件数が1件、解決数が1件です。3年生では認知件数0件となっております。

2点目の質問にお答えします。

国の調査で、暴力的ないじめとして考えられるものとしましては、ぶつかる、たたく、蹴る、遊びのつもりでたたくというものがあります。

令和5年度「軽くぶつかる、遊ぶふりをしてたたく、蹴る」といったものとして、小学校が2件、中学校が3件、「ひどくぶつかる、たたく、蹴る」ものとして、小学校が14件、中学校が2件をあげています。これらにつきましては、いずれも解決をしております。

令和6年度12月までにおいては「軽くぶつかる、遊ぶふりをしてたたく、蹴る」ものとして、小学校が37件、中学校が0件、「ひどくぶつかる、たたく、蹴る」ものとして、小学校が9件、中学校が0件をあげています。これらのうち、12月末段階において解決していないものが小学校で3件、一旦解決しているものの、経過観察中のものが3件あります。

3点目の質問にお答えします。

いじめの具体的な解決策として最も重要な点は、早期発見・早期対応です。事態が深刻にならない段階で、早めに発見し、児童生徒への丁寧な聞き取りを行い、指導や支援を行うことで解決に向かうものがほとんどです。

また、いじめは早期発見・早期対応により一旦解消したように見えても、再発する場合がありますので、3か月間の経過観察期間を置き、その間に再発しなければ解消したものとみなしています。

いじめへの具体的な対応としては、校長をリーダーとし、教頭・児童生徒指導担当教諭・担任・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等がチームを組み、児童生徒への聞き取り、保護者への連絡を行い、内容により相手への謝罪等の指導、いじめられた側への支援等を行っております。

4点目の質問にお答えします。

令和5年度の三春小学校のいじめの認知件数は41件、解決数は41件です。岩江小学校のいじめの認知件数は37件、解決数は35件です。御木沢小学校のいじめの認知件数は3件、解決数は3件です。中妻小学校のいじめの認知件数は23件、解決数は23件です。中郷小学校のいじめの認知件数は2件、解決数は2件です。沢石小学校のいじめの認知件数は9件、解決数は9件です。三春中学校のいじめの件数は6件、解決数は6件です。岩江中学校のいじめの認知件数は1件、解決数は1件です。

令和6年度12月までの三春小学校のいじめの認知件数は37件、解決数は18件です。岩江小学校のいじめの認知件数は38件、解決数は36件です。御木沢小学校のいじめの認知件数は11件、解決数は10件です。中妻小学校のいじめの認知件数は16件、解決数は10件です。中郷小学校のいじめの認知件数は0件です。沢石小学校のいじめの認知件数は7件、解決数は7件です。三春中学校のいじめの認知件数は3件、解決数は3件です。岩江中学校のいじめの認知件数は1件、解決数は1件です。

以上です。

○議長 再質問を許します。

4番佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) 件数ごとにありますけれども、令和5年度、小学校で115件。かなり数値的には大きいと思いますが、この件についてどのようにお考えなのか。

また学年ごとを見ますと、令和5年度、1年生が19件でありますけれども、令和6年度、この1年生は2年生になるわけです。2年生で20件。令和5年度、2年生が22件。解決はしておりますけれども、令和6年度では27件。どうして解決したのにこれだけの数値が出てくるのか、この分析についてお尋ねをいたします。

いじめですから、いじめる側・いじめられる側2人になるわけですが、いじめる側が、同じ人間が学年が変わっても行うケースが多いのかどうか、お尋ねいたします。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

まず、いじめの認知につきましては、様々なケースでの子どもたちのトラブルを全ていじめと認識をして、そこから子どもたちの状況を把握、指導に当たりますので、悪口を言った一言がいじめというふうにカウントされるシステムになり、それが早期の発見、早期対応につながるべく細かな分析を行っているというのが現状でございます。

したがって、令和5年度の1年生の数が令和6年度になっても減らないということがご心配ということではあります。当然、子どもたちは様々なところで、友達と相対する中で様々なトラブルが発生しておりますので、それを全て計算した上での数値ということになりますので、どんなに小さなことでも、相手が嫌な思いをしたことがいじめというふうな捉え方でございますので、事細かに捉えているというのが現状でございます。

同一の子どもが同じように行っているか、行っていないかということに関しても、これは全て一人ひとりのデータを取って、その子どもの様子は観察しておりますが、同じ子どもが

繰り返し行っていたケースもありますし、違う子どもが行っているというケースもございます。

それから、いじめの解消ということになりますが、先ほどお話をしたとおり、子どもが嫌な思いをもうしていないよという状態になったとき、それからいじめというものが認知されてから、やはり長期継続して観察をする必要がありますので、3か月間をしっかりと観察期間として見ておきまして、その間何もなければ、いじめは解消したというふうな国の定義がありますので、三春町もそのように対応しているというのが現状でございます。

○議長 再質問を許します。

4番佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) 件数についてですが、これは令和4年度の小学校6年生の件数、32件。解決数が26件。残が6件。したがって残が6件ということは、中学校に行ったらこの6件は当然あげられていると思いますが、その辺は数値的にどうなのか。

次に、ひどくたく暴力的ないじめの中で、小学校が14件もある。これはかなり大きい数値だと思います。この件について、教育面からどのような指導を行ってなくなるようにしているのか、再度お聞かせ願いたい。

また学校別ですが、前回質問したときは、学校別は答えられない。いろんな問題が生じるのでお答えできない。こういう答弁があったんですが、今回は素直に学校別の数字を教えてくださいました。この中で、特に中妻小学校。小規模であります。しかし、23件も出ていると。12月時点でも16件も。ほとんどの子どもらがいじめに遭っていると、こういう状況に思われます。

要するに、先ほども言ったとおり、いじめというのは2人いるわけです。いじめる方、いじめられる方。したがって、倍になるわけです。ちょっと恐ろしい話ですけれども、学校全体としてはどうなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

1つ目の質問。令和4年度の小学校6年生の32件の件数のうち、解決数が26件。未解決が6件。それが中学校に受け継がれるのかということですが、繰り返しのお話になりますが、現在全ての小学校も中学校も3か月の経過観察の時間を取っております。

したがって、1月・2月・3月に起こったいじめにつきましては、3か月を経過する段階で次の学年に移っておりますので、それはそのまま6件というまま件数としては残っている状況になります。

その子どもたちが中学校に進学した際、当然、子どもたちの情報、子どもたちの健全育成のために引継ぎをして中学校に行くわけですが、同じような案件が中学校で起こった場合は、当然カウントされますし、それが3か月を経っていなくても小学校で完結してしまった場合は、件数としてはゼロという形になるのが全国共通の決まりであります。

2件目ですが、子どもたちの暴力的な行為について非常に多いのではないかとすることは教育委員会としても同感であります。

各学校と連携して、細かな状況を各学校から報告していただいて、やはりたく、蹴るといった行為については、各学校での指導もきちんとなされていると思いますし、それ相応の子どもたちへの指導がなされているというふうに考えております。

小学校ごとのいじめの件数につきましては、令和5年8月の議会におきましてお答えでき

ないということで答弁いたしました。各学校の校長を通して、その1年間に起こったいじめに対する問題行動は、常に保護者の皆さん、そして学校運営協議会にきちんと報告をすべきということで報告を義務づけておりますので、今日公開ということになったということでもあります。

したがって、様々な悪口一つがいじめというふうな案件になりますので、小さい学校でも言い争いをすることによって、議員ご指摘のとおり、言った・言われたという関係が出るとそれはダブルカウントになりますので、人数が増える計算ということになります。そこまで細かく子どもたちの様子を観察しているということをお伝えいたします。

○議長 再質問を許します。

4番佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) 今言われた中で、6年生で残が6件。これが中学校に反映されていないのではないかという私の質問ですが、教育長の答弁では、再発する場合、3か月を見てそれであればなしと。こういう判断をするということですか。

ただ再発する場合というのは、先ほどの答弁では、一旦解決したものがその後3か月に出るか出ないか。そういう答弁ですので、残ったものが3か月にどうこうなんていう答弁は全くおかしい。

次に、各学校ごとのいじめの件数でありますけれども、各学校運営協議会またはPTAにきちんと報告をしてあるんですか。聞いたことがない。最近の三春小学校の学校運営協議会のお知らせ、全くいじめについて触れていない。おかしいのではないですか。答弁願います。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 経過観察3か月をもっていじめは解消というふうな見なしということになりますので、年度末、例えば2月・3月に起こったことは、時系列からすると、次の年の5月ということになります。

小学校6年生が中学校に入学した際に、その小学校のときと同じケースが起これば、それは当然カウントはしなければならぬんですが、同じ状況が起これなければ、それはカウントはしないというルールが文部科学省の方針の下に示されているカウントの仕方なので、三春町としてもそれに準じて行っているということですか。

三春小学校につきましては、現状、私の説明できるデータがありませんので、後ほど確認させていただきます。

○議長 再質問を許します。

4番佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) 再発というのは、あくまでも解決したのについて3か月と。そういう答弁ですから、解決しないものが3か月なんていうことはない。

解決しないものは、各学校できちんと中学校に「このいじめが解決していません」「この男の子です」報告をしていないということなのか。当然していれば、カウントとして1年生に上がってくる。上がったうえで解決する。

ところが、上がっていないということはおかしいのではないかと。幾ら文部省が云々なんて言っても、でたらめの答弁である。先ほどから、再発3か月は一旦解決したのについて。そういう答弁なんですから、おかしい。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 改めてお話しいたします。

いじめの解消の条件としましては、繰り返しになりますが、いじめに係る行為がやんでいること。そして2つ目は、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。したがって、1件目のいじめに係る行為がやんでいることにつきましては、被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為がやんでいる状況が3か月継続をするということでありますので、小学校6年生の1月・2月・3月に起こった様々なトラブルは、そのカウントは小学校でし、それが3か月经過している、その子どもが卒業し、中学校に入学した時期が2か月目、3か月目となったときには、既に小学校でカウントされていますから、中学校でカウントする必要はないと。また、同じ子どもが同じようなトラブルを中学校で起こした場合は、中学校でカウントされるということで整合は取れていると思います。

○議長 再質問を許します。

4番佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) 幾ら考えても、6年生で解決しないのが6件あるということなんですよ。解決しないということは、1か月、2か月、小学校において何もなかったということではなくて、最後の3月時点で解決していない。それが6件だということですから。教育長の言う小学校において1か月、2か月、それが何もなかったと。そのことが中学校に行っても何もないから。こんな理由はない。3月末で解決していないと言っているんですから、解決していないんですよ。

したがって、中学校に一旦のつけるのが当たり前です。何でそういうでたらめを言うんですか。もう一度お伺いします。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 仮に2月に起こった問題行動、いわゆるいじめという案件が起こった場合、それが表面上仲直りをしたとしても、私たちは2月に起こったものは5月までしっかり見て、それを解決としましょうという国の指針の下に、子どもの支援を進めています。

したがって、2月に起こった案件が3月において解決、卒業と同時に解決はしません。3か月经っておりませんので。

したがって、未解決のまま案件としては上げて、中学校に引き継ぐというのが今進められている形でありますので、それに対しては、特に不合理はないかと思えます。

○議長 再質問を許します。

4番佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) 言っていることが通じない。教育長に何度言っても同じだと思えますけれども、文科省で言っている5月まで。要するに小学校で残ったのは5月までなければOKだと。そういう明確な文章があったら出していただきたい。それは文科省が言っているのが私は間違いだと思いますので。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 現状、文部科学省のいじめの解消2条件という資料でご説明をしておりますが、被害者に対する心理的・物理的影響を与える行為がやんでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするというふうな文言があります。

この3か月というルールを適用しますと、小学校6年生のいわゆる3学期に起こった案件につきましては、残念ながら卒業とともに解消されずに、まだ3か月未満であれば6件とい

う数が残りますので、小学校での6件が中学校に子どもの情報として引き継がれ、いじめの件数としては中学校で起こったわけではないので、小学校の6件がそのまま残るという解釈で問題はないかと考えております。

○議長 再質問を許します。

4番佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) 今の話ですと3か月と言いました。3か月ですから、4月・5月・6月まで。先ほどは5月になればそれはないと。そういう答弁です。それが文科省だと言いました。今の話は、3か月文科省。そうすると6月ですから、でたらめを言っている。こういうことですね。間違いないですね。5月と言いました。撤回してください。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 私の説明は、仮の話の説明でございます。5月になって解消というのは、例えば2月に起こったケースでということのお話でございます。それが不適切であったということであれば、撤回までは申し上げませんが、説明不足ということでお詫びします。

○議長 再質問を許します。

4番佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) 実際の話は私は言っている。3月に6件解決していなかった。それを教育長の今の話は「私は仮の話をしている」。仮の話で済むんですか。私はふざけているんじゃないかと思えますよ。真剣に私は質問をしているのに、「私は仮の話をしています」。とんでもない話です。

以上、終わります。

○議長 以上で、4番佐藤弘議員の質問を終わります。

ここで、11時半まで休憩を取ります。

…………… ・ ・ 休 憩 ・ ・ ……………  
(休憩 午前11時22分)  
<休 憩>  
(再開 午前11時30分)  
…………… ・ ・ 再 開 ・ ・ ……………

○議長 休憩前に引き続き再開をいたします。

10番篠崎聡議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○10番(篠崎聡議員) さきに通告してある通告書に基づきまして、2件の質問を行いたいと思います。

それでは第1の質問です。

2023年に「三春町DX推進計画～PROJECT-DX-MEGO～」というものを策定いたしまして、三春町はDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進しているわけですが、今までどのようなことをやってきたのかというのが見えてきておりませんので、質問したいと思います。

1点目、DX(デジタルトランスフォーメーション)とは何なのか。

2点目、今までDXに取り組んできて実施しているものは代表的なものとしてどのような

ものがあるのか、紹介していただきたい。

3点目、今後行政や農業分野やその他展開を予定しているDXがあれば、お答えできる範囲でお答え願いたい。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 お答えいたします。

DXとはデジタルトランスフォーメーションの略で、直訳すると「デジタル変革」という意味を持っています。具体的にはデジタル技術を活用して、各分野のサービスや業務を変革していくことで、新たな魅力・価値の創造を生み出していくということであります。

町では、DX推進に向けた政府の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、令和5年度に「三春町DX推進計画」を策定しているところであります。

次に、代表的な取組みについてですが、三春町DX推進計画に基づき、行政サービスに関する「行政のDX」と、防災・交通、医療福祉などの町民の暮らしに関する「まちのDX」の2つの観点から、DXを推進してきております。

行政のDXでは、住民サービスの向上を図る「書かない窓口・行かない窓口」の実現のため、役場庁舎内への証明書自動交付機やセミセルフレジの設置、ビジネスチャットの導入を行いました。また、テレワーク用タブレット導入によるペーパーレス化もDXの一環として実施してきているものとなります。

まちのDXでは、小中学校へのオンライン学習システム「スタディサプリ」の導入、歴史民俗資料館のデジタルミュージアム化、三春ダムVRの構築、町公式LINEによるプッシュ型情報発信が代表的なものとして挙げられます。

次に、今後の取組みについてですが、町内の飲食店やアウトドアと歴史及び桜を結びつけるとともに、VRコンテンツの活用を図り、町の魅力を発信できるポータルサイトを構築し、地域経済の活性化や新たなコミュニティを推進し、観光客をはじめとする町の関係人口増加を図るための事業に取り組みたいと考えております。

また、農業分野においては、農作業の効率化、生産性・品質向上や労働負担の軽減と省力化等を目的にスマート農業技術が搭載された農業機器等の導入を支援し、農業分野のDX推進につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長 再質問を許します。

10番篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員） DXの推進ということで、様々な分野で町民などの利便性、またVRの活用など行われているようですが、そういったものを活用していくうえで、町民の方ではなく、町職員に関する労働の方で有給休暇の推進とか、あと時短とか、そういったものにつながっているのか。

もう一点ですが、農業分野の方でスマート農業ということになりますけども、高齢化が進んでいる農業の中でDXを利用した機器や農機具、またそれに対する活用できるだけの能力があるかどうかというのも関わってきますが、その辺はどのように考えているでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 再質問にお答えいたします。

行政のDXで職員が業務の簡素化・簡略化が図られているのかという1点目の質問でございますが、タブレット等の導入によりましてテレワーク等もできますので、自宅での勤務、そういったものも可能になってございますので、ある程度そういった職場の環境にも寄与しているものと考えております。

それから2点目のスマート農業の件でございますが、様々な先進的な取組み、そういったものの調査研究をして、地域農業・商業の施策に結びつけていくことが求められておりますので、引き続きそういった検討を進めていきたいと考えております。

○議長 再質問を許します。

篠崎聡議員。

○10番(篠崎聡議員) 職員の働き方改革ということで、自宅で在宅ワークですか。そういったものができるということになったのはよろしいんですけども、実際に年休の消化とかそういった面で現れてきたり、あと残業時間が減ったとか、そういったことはなかったでしょうか。

また、高齢者に対するそういったDXの導入について、ちょっといまいち理解できなかったもので、もう少し詳しくお願いします。

○議長 答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 再質問にお答えいたします。

在宅ワーク等による超過勤務の減少、そういったデータにつきましては、現在持ち合わせてございませんのでお答えできませんけれども、毎年年度末には集計を出して報告させていただきますので、その時点でまたご確認いただければと思います。

それから、高齢者に対してということでございますが、町民の皆様方のサービス、利便性の高いサービスをやっていくためには、年代別の立場に立って課題を洗い出して進めていく必要があるかと思っておりますので、0歳からご高齢の方、それぞれの年代の立場に立って課題を整理して、スピード感を持って施策につなげていきたいと考えております。

○議長 再質問を許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

10番篠崎聡議員。

○10番(篠崎聡議員) それでは、第2の質問に移らせていただきたいと思っております。

近年、男性が被害者となるDV(ドメスティックバイオレンス)の件数が増加しているということが話題になっております。全国で発生したDVのうち、男性が被害を受けたものはここ15年で1.8%から27.9%まで増加しているということになっております。

それでは質問します。

1点目、当町ではDVの男性被害者の相談窓口はどこになるのでしょうか。

2点目、当町でDV被害男性の認知件数はありますでしょうか。

3点目、一般にDV避難シェルターというのがありますが、どのようなものか。

4点目、近くに男性用のDVシェルターがあるか。

5点目、住民基本台帳におけるDV被害者への支援措置などはどのようなものがあるか。

以上です。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 第2の質問にお答えいたします。

1点目の配偶者からの暴力、いわゆるDVに関する三春町の相談窓口は保健福祉課となります。

2点目のDV被害男性の認知件数ですが、町がこれまで男性からDV相談を受けた実績はなく、現在のところ三春町における認知件数は0件です。

3点目の「DV避難シェルターの役割」ですが、DV被害を受けている方を一時的に保護する施設で、県内には県が設置する公的シェルターが1か所あります。しかし利用対象は女性であり、現時点で県内には男性用シェルターは設置されておりません。

最後に、住民基本台帳事務におけるDV支援措置の内容ですが、被害者の保護を目的に、加害者から住民基本台帳の一部の閲覧や、住民票、戸籍の附票の写しの交付申請があっても、これを制限する措置が講じられております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

10番篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員） 答弁の中で配偶者から受ける暴力などをDVというふうに定義されているようですが、最近ではパートナーから受ける暴力などをDVと言うようになっていると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

またちなみに、女性から相談を受けている認知件数、直近2024年もしくは2023年でどのくらい三春町で件数があれば、分かれば教えていただきたい。

あともう一つ、女性用シェルターは県に1か所あるということでしたが、男性用シェルターが直近にあるかというのを聞きたかったですけども、分かれば教えていただきたい。

今のところ男性のDV被害はないということですが、近い将来、三春町でも起きる可能性はゼロではないと思っていますので、お答え願います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、再質問にお答えします。

婚姻関係がない、お付き合いをしているパートナーからの被害というふうなことも、DV、ドメスティックというのは内側、内部というふうなことで、当然それも含まれるというふうな認識でおります。

あと、直近のDVの相談件数ですが、ちなみに今年度はまだ1件も受けておりません。昨年度は2件、令和4年度も2件というふうなことで、いずれも女性というふうな形になっています。

あともう一点が、男性用のDVの避難シェルターですが、公的なシェルターは多分全国どこにもないというふうなことです。都道府県によっては、民間に委託するというような形で実施しているところもあるということで、近隣では宮城県にはあるようでございます。

あと、男性からの相談というふうなことで、なかなかちょっと奥さんから暴力を受けているというふうな形で男性が相談するというふうなことについては、ちょっといろいろ恥ずかしいとかそういった思いがあって、なかなか相談しないという方も中にはいらっしゃるかもしれません。

ただ、そういった社会的な風潮が大分なくなってきたというふうなことで、最近、先ほど議員さんおっしゃったような形で、男性からの相談というのが増えてきているのかなと思っ

ております。

県の方でも、今まで女性の相談員さんだけの対応ということで、県で設置している配偶者暴力相談支援センターというところがあるんですけども、最近は男性の相談員なんかも配置をして相談にあたっているというふうなことでございますので、そのようなことでの周知というふうなことも、これからちょっと町としても進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 再質問を許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で10番篠崎聡議員の質問を終わります。

○議長 2番三瓶一壽議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○2番(三瓶一壽議員) 2番議員、三瓶一壽であります。議長にお許しを得ましたので、さきの一般質問通告書に基づき質問させていただきます。

三春町第8次長期計画について質問させていただきます。

12月第1回会議でその概要が紹介されました第8次三春町長期計画であります。現在の社会情勢は周知のとおり、少子高齢化が顕著に現れるなど縮小社会であります。これから5年、10年、地方社会は消滅可能性自治体などと評価を受けていることから、我々町民にとってこれからの町(行政)の方向性を理解し、納得できるものでなければならないと考えます。

そこで、次のことを質問いたします。

質問の内容は、第7次長期計画の評価から第8次へ継承された課題と新たな課題をそれぞれ重点目標の5項目ごとに質問させていただきます。

まず、①目標1、第7次計画の目標が3になりますが、『こどもの笑顔』はぐくむ地域づくり、子育て分野など、その他。

②目標2、これは第7次の目標4から来ていると思いますが、『健やかな心と体』はぐくむ地域づくり、健康分野、地域福祉分野、その他でございます。

③として、目標3、第7次の目標6より来ておりますが、『地域の絆』はぐくむ地域づくり、町民参画分野、広報、情報公開分野、交流・連携分野等の内容でございます。

④目標4、第7次の目標5から来ております『賑わいと活気』はぐくむ地域づくり、農林業分野、商工業分野、観光分野等でございます。

最後に目標5、これは第7次の目標1から来ておりますが、『安心な暮らし』はぐくむ地域づくり、防災・減災分野、交通安全・防犯分野、そのほかであります。

このことについて質問いたします。よろしく願います。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 質問にお答えいたします。

令和7年4月から始まる第8次三春町長期計画については、今年の議会12月第1回会議におきまして議決をいただいたところであります。

この長期計画においては、目指すべき10年後の将来像を「いつまでも“ゆかしい”まち三春」として定め、人口減少や少子高齢化、自然災害の激甚化、また人の価値観の多様な

ど、今後、社会が大きく変化していくなかでも、三春町の良いところを守りながら、時代に合わせた「まちづくり」を進めていくうえでの方向性を示したものになります。

将来像の「ゆかしい」という言葉には、三春町で昔から大切にされている「人の温かさ」、「豊かな自然環境」、「歴史・文化」などの意味を込め、そのような魅力を大切に守りながら、町民の一人ひとりが心惹かれる町であり続けたいという想いを「いつまでも」という言葉に込めたところであります。また、将来像を実現するための取組みを進めるうえで、「みんなで育む一人ひとりの想いが花開く地域づくり」というサブテーマも定めたところがございます。

これは、町民自治基本条例に定める「町民や議会、町が、それぞれの果たすべき責務を相互に理解し、協働のまちづくりを進めていく」という大原則を「みんなで育む」という言葉で表し、「一人ひとりの想いが花開く」という意味には、人の価値観が多様化していくなかでも、町民一人ひとりの想いを大切にしていけることが、今後のまちづくりを進めるうえでの重要な観点であるということを表しています。

このような大枠の考え方のもと、第7次長期計画の評価などを踏まえ、第8次長期計画において、5つの基本目標を定めております。

①の7次長計の目標3が目標1に引き継がれたものとしては、第7次長期計画の評価から第8次長期計画へ反映された内容について、7次長計の目標3でありました「豊かな心と文化を育むまちづくり」分野の評価において、子どもを産み育てやすい環境づくり、変化する社会に対応した教育の質や教育環境の向上などを課題として捉え、これを第8次長計の基本目標1『こどもの笑顔』はぐくむ地域づくり分野において、「子育て環境・教育環境の充実」を進めていくということを位置づけております。

次に、第7次長計の目標4「誰もが健やかに暮らせるまちづくり」分野の評価において、生活習慣病の予防や増加する高齢者などの日常生活を地域で支え合うことなどを課題として捉え、8次長計においては、基本目標2『健やかな心と体』はぐくむ地域づくり分野において、「高齢者が安心して生活できる環境の充実」を進めていくことを位置づけております。

次に、7次長計の目標6「協働と町民参画による自立したまちづくり」分野の評価において、様々な地域の活動を継続していくための担い手不足、地域コミュニティの活性化などを課題として捉え、8次長計においては、基本目標3『地域の絆』はぐくむ地域づくり分野において、「人と人とのつながりの充実」を進めていくということを位置づけております。

次に、7次長計の目標5「産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり」分野の評価において、6次産業化やスマート農業、町内事業所への就業、通年型観光や町の魅力の情報発信などを課題として捉え、8次長計においては、基本目標4『賑わいと活気』はぐくむ地域づくり分野において、「働く場の充実」や「地域経済の活性化、賑わいと活気がある地域づくり」を進めていくということを位置づけてございます。

次に、7次長計の目標1「誰もが安心安全に暮らせるまちづくり」分野の評価において、地域防災計画や国土強靱化計画の推進、関係者と連携した防犯対策の強化などを課題として捉え、8次長計においては、基本目標5『安心な暮らし』はぐくむ地域づくり分野において、「災害に強く、安心して生活できる環境の充実」を進めていくことを位置づけております。

また、こうした8次長計の内容については、議員ご指摘のとおり、町民の方々と共有することが重要なことと考えております。今後、ホームページの掲載、概要版の作成などにより周知を図ってまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長 2番三瓶一壽議員の質問途中でありますが、お昼の時間になりましたので、午前中

はこれで終わらせて、暫時休憩とさせていただきます。午後1時より再開いたします。

……………・・ 休 憩 ・……………  
(休憩 午前11時58分)  
<休 憩>  
(再開 午後 1時00分)  
……………・・ 再 開 ・……………

○議長 休憩前に引き続き再開をいたします。

2番三瓶一壽議員、質問席に登壇願います。

再質問があれば、これを許します。

○2番(三瓶一壽議員) 議長のお許しをいただきましたので、再質問させていただきます。

まずというか、再質問。町長の先ほどの詳しい答弁ありがとうございました。その中で、冒頭、目指すべき10年後の将来像ということですが、この目指すべき10年後の将来像とは目標ということでしょうか。だとすれば、目標の先に位置づけられる体系的なビジョンは何かということをお尋ねしたいと思います。

縮小社会における長期計画では、今後今までどおりの財源も見込めない中で、現在規模で町政運営は困難になることが想像されます。そのようなリスクに対するリスクヘッジを検討しておくべきと考えますが、いかがか。

こんな意味合いから、「いつまでも“ゆかしい”まち三春」を目指すためにも、コンパクトな町のビジョンを持つ必要があると感じますが、いかがか。よろしく願います。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

議員お質しのとおり、これから10年後というのは少子高齢化はもちろんなんですが、大幅な人口減少の時代に入って参ります。一言で対応する方法としては、そういった人口減少時代に適応していくことが何よりの大事なことになりますので、今再質問の中にありましたコンパクトシティ化を進める、あるいはそれぞれの住民同士のつながりをいかにして保っていくか、そういった政策を考えるとといったものを当然含んで参りますので、そういったものを基本に据えて、目指すべき10年後の将来像というふうな表現をしております。

こういった答弁になりますが、以上です。

○議長 再質問を許します。

2番三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) 町長から説明をいただきました町民自治基本条例ということなんですけども、町民自治基本条例に定める町民や議会、町がそれぞれに果たすべき責務を相互に理解し、協働のまちづくりを進めていくとありますが、高齢化社会・縮小社会化で住民自治基本条例をこれから先も展開していくためには、具体例としてどの点、または項目に傾注すべきと考えますかということが1点。

また、町民一人ひとりの思いを大切にしていくことが今後のまちづくりを進めるうえで重要な観点としておりますが、町民の思いを把握するために執行者として実施したい具体的なアクションを示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

町民自治基本条例というのは、町が持っている条例の中では最高位に位置づけられるものです。非常に重要な条例であります。

全文は紹介できませんので大事な部分だけお話させていただきますと、議会も町も、そして住民の皆さんそれぞれの対等な立場できちんと発言をして、お互いに意見を交換して町を良くしていきましょうよという趣旨だと思います。

そういった観点から踏まえますと、今高齢化社会でなかなかコロナ禍もあって表に出なくなった。そしてまちづくり協会をはじめ様々な組織の活動が若干劣化が始まっているというのは事実だと思います。

そういった点を踏まえますと、町民の自治基本条例に基づくものがじゃあ時代に合っていないのかということではなくて、逆にますますこれから必要になるものだというふうに考えております。

そのためには、小学校の再編の中でもありましたとおり運営協議会があったり、まちづくり活動のまちづくり協会があったり、様々な重要な組織をいかにこれから後継者を育てて活発にしていこうかというところが一つの切り口になるかと思えます。

町として具体的な方法としては、職員の関与の割合を少し強化していこうというふうに思っております。

先日、週休2.5日制などの中にもボランティア活動を盛んにしたいというふうなお話をさせていただきましたが、そういった形で、今までの従来行っていた地区の担当者ということではなくて、別な形でそれぞれの地区の事務的な支援あるいは会議などの持ち方、そういったものを一緒に伴走型でお手伝いをさせていただいて、地区の意見をまとめていく。

いずれにしても少子高齢化であっても、何であっても、子どもさんからそのお子さんをお持ちのご両親の方まで全ての意見がきちんとみんなの前で出せて、それについて意見を交わして、一度決めたことは実現していく。そういった協力体制を作っていくというのは、これからますます重要になって参りますので、新しい組織をつくるのではなくて、きちんと今までの組織をもう一度原点に立ち返って強化していこうと、そういうのを基本的に考えております。

ここに表現した町民自治基本条例に望んでいる考えというのは、以上でございます。

○議長 質問があれば、これを許します。

2番三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) ありがとうございます。今ほどの町長の説明ですと、職員の2.5休ですか。ということは、それを利用して職員が町の中、地域に出ているいろいろなボランティア活動とかもできるような余裕を持たせるということの目的も一つあるということなんですけども、それは非常に理解できます。

それに加えて、今までだといろいろ各課の担当制みたいな形で、課単位で動いていたかと思うんですけど、これから8次計画になると、その課はボーダーレスという形と捉えて良いんでしょうか。やっぱり課は課で動いて、なおかつ2.5休を利用した形で、職員の方々が町民と一緒に行動するというふうな捉え方なんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 補足をさせていただきます。

職員の2.5日というのは、当然プライベートに使う2.5日というのも入ってございますので、むしろ自分が住んでいる地区の例えばお祭りの役員だったり、そういったものを期待しているわけでありまして、いわゆる町の業務として、行政として地域づくりのお手伝いをするという場合には、これはやっぱり別な形で当然携わっていく必要があります。

従来、今までは地区担当者制ということで各地区2名をあてておりましたが、いろいろな課題があって現在は実施しておりません。そういった反省を踏まえまして、各課横断した形で、地区にどのように入っていくかというのは、今、町の中で職員などを中心にそういった体制の整備についての検討を既に始まっておりますので、それを具体化して、皆さんの方にお知らせして、それから地区の方に入っていくような形になるというふうに考えております。

以上です。

○議長 再質問を許します。

2番三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） それでは、次の質問に移らせていただきます。

8次長計の基本目標に『健やかな心と体』はぐくむ地域づくり分野において、高齢者が安心して生活できる環境の充実を進めていくというお話でしたが、高齢者の安心生活環境について言及されていることについてはそのとおりであると考えますが、その背景。医療環境としての、例えば三春病院とかをはじめとした町内もしくは近隣地域との連携を含めた医療体制の充実についてはどのように捉えているのでしょうか。喫緊の問題だと考えておりますが。

○議長 2番議員に申し上げます。今回の質問は大きく1点、その中に細かく4点ですね。再質問の場合は、全て再質問であげてください。そして答弁で納得がいかないのは、再々質問であげてください。

当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 高齢者にとって医療環境の充実は、非常に身近な問題というふうに認識しております。当然、今進めておりますが、地域医療推進という原則は変わりません。ただ、コロナ禍を経まして、医師不足・看護師不足がかなり顕著になっております。そういった時代の中で、どのように地域医療を継続するかというのは非常に根深い問題を抱えておりますので、三春病院の指定管理者であります星総合病院、あるいは田村医師会、あるいは町内の開業医さんをはじめとした三杏会の皆さんと割と頻繁に会合を持つ機会がございます。なかなか緩くない状況を抱えておりますが、高齢者の医療を確保するために、今一生懸命知恵を出している。そういった段階でございます。

以上です。

○議長 再質問を許します。

2番三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 私が当初質問した内容で、8次長計の人と人とのつながりの充実というふうな項目があったかと思うんですけども。

人と人をつなぐ、はぐくむ地域づくりということに関しまして、人と人とのつながりの充実、計画としては何か漠然とした表現であると感じました。

そこで具体的な取組として、特に力を入れている事業を考えるべきと思っておりますがいかがでしょうかということと、あとそれに関連して活発な地域活動について、高齢者一括りではなく、様々なステージの交流機会の創出や地域における若者等との交流など幅広い創出が必要ではないかと考えますが、その辺はどういうふうに捉えていますでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 再質問にお答えしたいと思います。

先ほど町長の答弁の中で「人と人とのつながりの充実」ということで答弁をさせていただきました。

こちらの意味合いにつきましては、ワークショップ等々住民のアンケート調査で、人と人とのつながり、若者の社会参加等々いろいろ意見が出ておりまして、大きな観点として8次長計の中で位置づけをさせていただいております。

具体的な内容、想定につきましては、基本目標の中で「地域活動の活性化」という項目を位置づけております。当然、自治会機能の維持・活性化、各まちづくり協会の活動支援等々充実させていくということで位置づけをさせていただいております。そうした取組をしていく中で、人と人とのつながりによって地域の活性化を図っていききたいというような考え方をさせていただいております。

また、高齢者・若者の社会参画という意味合いにおきましても、地域活動に積極的に参加できる場面を作っていくというような想定をさせていただいておりますので、ご理解をお願いできればと思います。

以上です。

○議長 再質問を許します。

2番三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 例えば7次長計の評価の時点で、各地域でワークショップを開いたり、いろんな活動をされたかと思うんですけども、おそらくこういう大きな事業というか、目標を評価したり立てていくためには、非常に機会として少な過ぎるんじゃないかと。だから町民、地域民とのつながりを求めるという意味では、意見を吸い上げるという意味では非常に少ない機会であったのかなというふうな私は感想を持ちました。

なので8次長計、これから始まろうとしていますけど、もう少し地域と密につながるような、つながりを持てるような事業を積極的に取り込むことを望みますがいかがでしょうかということと、あと特に、昨今高齢者のいろんなクラブが町主導で行われていますけども、高齢者というのは、よくよく皆さん見ると十把一絡げと言ったらちょっと失礼なんですけど、皆さんそれぞれのステージ、元気に体動かせる人もいれば、だんだん動きがスローになってくる人もいれば、いろんなタイプの人たちがいっぱいいるわけですよ。そういった人たちにも等しく交流が持てるような場を提供、これからはしていくことに傾注していただきたいなと思います。その辺どういうふうにご考えてますでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 質問にお答えしたいと思います。

町民の意見を吸い上げる機会の場が少なかったのではないかとご指摘につきましてでございますが、8次長計の策定にあたっては、地区との懇談会・ワークショップ等々開催をさせていただきました。回数が少ないのではないかとご指摘につきましては真摯に受け止めさせていただきたいと思いますが、計画の策定にあたって、町民の方の意見を幅広く吸い上げたいと、お聞きしたいという思いで実施はしております。

回数につきましてどうなんだというご指摘については真摯に受け止めたいと思いますが、町民の皆様の考えをお伺いしたいという思いで、今回今まで長期計画策定の中では地区との

懇談会やってなかったんですが、8次長計の策定にあたっては実施をしたということはご理解いただければと思っております。

もう一つ、こういう町民の声を聞く機会を設けることにつきましては、ご指摘を踏まえまして8次長計の中で様々な場면을捉えて町民の方の意見を吸い上げるような、お聞きするような取組を検討していければと思っております。

その中で、高齢者の方のお話でしたが、今現在、町の方ではサロン事業などを行っておりますので、そうした交流する場面ございますので、そういった場면을捉えて意見を聞く取組を進めていくということも併せて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長 再質問を許します。

2番三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 今、2番目の答弁の高齢者について、ちょっと私の言い方が悪かったかもしれませんが、高齢者にもいろんな世代の方がいらっしゃって、本当に元気で、現役と何ら変わらないような人もおります。または先ほど申し上げたように、何となく動きがスローになってくる人とか、あとちょっと手足が不自由になったりという人がいますが、そういう方々それぞれに、心のケアとか心については、とにかくみんなと触れ合いたいとか、みんなと一緒にになりたいという思いが等しくそういう思いを持っている方々だと思うんですね。そういう人たちにも寄り添うようなサロンのあり方とか、そういうふうな集会とか、そういう活動のあり方というのを、もうちょっと小まめに8次の活動の中に取り組みただければ幸いだなと思っておりますが、その辺具体的にどうか、構想があればちょっと教えていただきたいなと思っております。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

一括りに高齢者といっても、今ご質問にあったとおり様々なスタイルがあります。例えば介護で自立できる方、あるいは支援が必要な方、介護サービスが必要な方、かなり細分化されております。それぞれに事業が貼り付いて運用しているということになります。

一方趣味の世界でも、グラウンドゴルフをやる方、ゲートボールをやる方、その他いわゆる文化会のような活動をやる方。いっぱいいるんですが、共通しているのはそのグループの中で収まってしまっているというのが現状かと思っております。

今ご質問にあったとおり、例えば同じグループであっても、グループ同士の交流があっても良いのではないかとということで少しずつ始まっているというのが現況です。

例えばサロン事業でありますと、年に1回から2回サロン交流会ということで、まほらを会場として大規模に開催しております。非常に好評です。同じように、年明けは高齢者学級がずっと続くんですが、同じ高齢者学級同士の交流も今までなかったものですから、それについてもお互い高齢者学級同士、地区を越えて交流したらどうでしょうかという提案をさせていただいております。

まずは、同じ類似のグループ同士の交流から始まって、今度はさらにそこから越えて介護関係、そういったものを含まないであらゆる形で結びついていけるような、そういったスタイルを考えていきたいというふうに思っておりますので、それにはもう少し時間がかかりますので、そういったことをご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長 再質問を許します。

2番三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) 町長の答弁よく理解できました。

先ほど来私ちょっと話した内容は高齢者と若者。例えば極端な話、おじいちゃん・おばあちゃんと幼稚園・保育所の子どもとか、あと小中学生・高校生、そういう世代間のお付き合いも非常に重要だと思いますので、そういうことも検討というか、やることをやっていただくことを期待したいと思っております。

次の質問よろしいですか、続けて。

○議長 はい、どうぞ。

○2番(三瓶一壽議員) いいです。はい、すみません。

○議長 あれば、引き続き。

○2番(三瓶一壽議員) いいですか。

○議長 お願いします。

○2番(三瓶一壽議員) 次の質問は、基本目標『賑わいと活気』はぐくむ地域づくり分野ということで答弁いただきました。

その中で「働く場の充実」や「地域経済の活性化、賑わいと活気がある地域づくり」ということを目標にしておるようですが、町として、地元の若者あるいは地元出身の若者をつなぎ止める具体的な施策があるのか。または地元企業との連携構想的なものはあるのかお尋ねしたいと思えます。

○議長 質問2点に関する答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 まず若者をつなぎ止めるといいますか、そういったもの。

先ほどの再質問、最後の方で年齢関係なく縦の列でのつながりというのに関係するんですが、今、地区を回りますと話題となっているのは伝統行事をどうしましょうかというので、非常に各地区困っておられます。相談をよく受けます。そのとき申し上げるのは、皆さんすぐ「俺は年だから」ということで引退することばかり考えてくれないようにと。ぜひとも伝統行事をどうするのか、それを若い人たちと話をしたうえで続ける続けられないも含めて検討してくださいというふうにお話をしております。

話をしていくと、例えばお祭りだったら女性が駄目とか、他地区の人は駄目ということで様々なルールがあるんですが、本当にそれで縛っていいものかどうかも含めて、それを整理するのは皆さんの世代ですというのを、ちょっときつい話をさせてもらっております。そういった形で若者とのつながりを地域の中で保っていくということを考えていきたいと思えます。

もう一つ、若い方が地元に残る方法としては、やはり少子化の話でも言ったことあるんですが、若い女性が、特に高卒・大卒の若い女性が県外にほとんど出て行ってしまっている現状があるということです。福島県は東北ではたしかワースト1のはずですよ。全国でもかなり上位のワーストのはずです。それがなぜかということ、今、県も含めて具体的な方法を練っていこうということになっております。

地元で言いますと、製造業関係の会社はあるんですけどなかなか集まっていだけないということがありますが、その一方ではあまり情報を出してないということがありましたので、各企業ともどういったことをやっているかというのを発信してくださいということで、町広報でも昨年の夏頃ですか。各社の働き具合の紹介を載っていただきました。そういったものを今後とも引き続き継続させていただいて、まずは新卒者というかお子さん、当事者とし

てもそうなんです、保護者の方がやはり地元の企業にどういった優秀な企業があるかというのをあんまりご存じないということもありますので、まずはそういった情報発信をきちんとしていきたい。

あとは、若い女性が地元就職していくということにつきましては、三春町単独ではなかなか容易ではないので、行政の広域圏、そういったものの中で連携して取り組んでいくということになろうかと思えます。

いずれにしろ一朝一夕にはいかないと思いますが、その中で少しでも多くの若い女性の方が地元に着定して、ゆくゆくは人口増につながっていくというのが理想像、最終目標であります。

以上です。

○議長 再質問を許します。

2番三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) 今ほどの話で、若者をつなぎ止めるための施策、いろいろ女性をつなぎ止めるとか、あと地元企業をもっとPRするとかということのお話なんですけども、今ばかりじゃなくて、前から広域連携ということで郡山等との連携をされていると思えます。そういった中で、こういう項目に対しての広域連携の高揚というか、そういうものがあるのか。それともこれから、もっと広域って三春ばかりにとどまらないで、三春周辺も含めた広域でこういうものは考えなきゃいけないよとかということなのか、その辺のお話をお聞きしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 今までも広域連携で活動を行って参りました。ただ、結果としては思わしくないということでもあります。

例えば、新卒の高卒の方をぜひとも地元企業に就職させてくださいということで、広域の首長とあとは公共職業安定所の方、ハローワークの方と連携しながら、郡山商工会議所に要望活動を行うといったことも既にやっておりますが、なかなか成果が表れていない。そして、去年の夏から秋にかけて少子化セミナーの中で、これは県が主催してやったんです。その中で、少しピントがずれてるんじゃないでしょうかという指摘をいただいております。どこがずれているかということ、子どもさんが生まれたら何万円出したほうがいいかというのは全部ピントがずれていると。先ほど言ったとおり、新卒の女子が残らない。それを真剣に考えてくださいと。まずそれが一丁目一番地ですよということになりますので、そういったことを踏まえたと、今までの活動が少しピントがずれていたということになりますので、そういった点を反省を踏まえながら、新たな形で広域連携で地元就職をどのように開拓していくか、そういったものをこれから進めていくようになるというふうに考えております。

○議長 再質問を許します。

2番三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) 最後の目標5『安心な暮らし』はぐくむ地域づくり分野というところで、「災害に強く安心して生活できる環境の充実」ということでありますが、過日、消防団第3部との懇談会で、消防備品、ホースですね、ホースの補充問題の提起がありました。というふうに、ちょっと自分の足元でもいろいろ問題はあるのかなと思っております。

また、昨今の社会情勢を見るに、特に重要課題は、町民が安心して暮らせるためのセキュリティ問題ではないかと考えますがどうでしょうかということ。

8次長計における町民セキュリティーに関する分野での力を入れていく具体的な事業があるのかどうかお尋ねします。

○議長 答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 再質問にお答えいたします。

まず、安全・安心を育む地域づくり、基本目標5の中の防災・減災分野の中でございますが、この基本計画の下に実行計画ということで、国土強靱化地域計画ですとか、地域防災計画等々ございますが、その中で基本的な行動計画を謳っているわけでございますが、行政がやるべきもの、それから行政だけではなかなかできないもので、地区民の人たちが自主的にやらなければいけないということで、地区防災計画、個別避難計画なんかをつくって、安全・安心なまちづくりをしていこうという計画があるということが1点ございます。

それから加えて申し上げますと、昨今の防犯対策ということで、次年度の当初予算にも計上させていただいていますが、防犯カメラの設置であったりとか防犯灯の増設、そういった個別事業も予算として計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長 再質問を許します。

2番三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 地域防災計画やカメラ等の設置、予算書見ましたけども、これは大切なことだと思っております。

それと、特に今、一人暮らしの高齢者とか、一人暮らしに限らず高齢世帯が相当に増えていると思うんですね。そうしたときに、昨年来から全国的にいろんな問題になっている、詐欺とかいろんな問題がございますね。そういうものに対しての対応を、当然、警察との連携はしているのかと思うんですけども、その他にもっと地域としてできるものというか、行政としてできるものというのは何かありますでしょうか。その辺のご意見いただきたいと思っております。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 地域の中で高齢者だけの世帯をどういうふうに守っていくかということなんですけど、まず一つ上げるとすれば、やはり近隣との付き合いを絶やさないといいと思います。当事者そのものが自ら発信していくことが難しい世帯も多くありますが、近所の中ですと、その家庭の中までかなり熟知しているわけですから、むしろ訪問して時々様子を、ある意味安否確認をします。いわゆるお隣さん、近所同士の付き合いというのは、そういったことが盛んなところはなかなか外から犯罪者が入りにくいというふうな話を警察の方からも伺っておりますので、まずは地域でできる、そういったものを継続していただきたい。

町の方としても先ほど申し上げたとおり、今後は防犯カメラとか普及広報活動も強化して参りますが、そういった中で、それを併せて支援といいますか、共に地域の方と一緒に高齢者世帯を守っていくというふうな活動になります。

高齢者世帯といっても守られるばかりではなくて、地域のために様々な貢献活動をしていらっしゃる方がいますので、そういった人と人との付き合いというのはやはり基本中の基本かなというふうに思っております。ひいては、安全にもつながるといいうふうに考えております。

○議長 再質問を許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で2番三瓶一壽議員の質問を終わります。

○議長 14番遠藤亮子議員、質問席に登壇願います。  
質問を許します。

○14番(遠藤亮子議員) 議長のお許しをいただきましたので、さきの通告により質問をさせていただきます。

在宅介護支援住宅の推進を町ではどのようにお考えがあるのか伺います。

高齢化が進む中、介護が必要となることが目に見える一方で、子どもたちには迷惑をかけたくない、子どもたちの生活もあるので負担をかけたくないという親世代が増えております。

中町にあります在宅介護支援住宅「多喜の家」。現在は食事の提供をされているという点から住宅型有料老人ホームとなったそうですが、このような老後を心配なく安心して生活できる集合住宅を増やしてほしいとの声が上がっております。

全てを町一本化では財政的に無理が生じますので、民間事業者との提携を結んで進めるのはどうかと考えます。

そこで3点ほど伺います。

1点目は、介護業倒産が過去最多となっている今、三春町ではどのように介護職員を確保しているのか。2024年に過去最多となった介護事業者の倒産の背景には、介護職員の人手不足の拡大だそうです。高齢者数がほぼピークとなる2040年度に57万人が不足すると推定されております。

2点目は、桜中学校のように廃校になった建物の利活用として集合住宅は造れないでしょうか。食事の提供に給食室の再利用、校庭や体育館などは地域のイベントの実施により、小さなお子さんから高齢者まで楽しむことができるのではないのでしょうか。

3点目は、福祉会館のお弁当利用者の生活状況はどのように把握されてますでしょうか。

利用者の中にはお昼のお弁当を夜も食べ、翌日の朝まで持たせている方もいらっしゃるとお弁当配達スタッフの方にお聞きしたことがあります。それだけ食事を作ることが困難だということなんです。

以上3点を踏まえまして、在宅介護住宅の推進に関して町ではどのようなお考えがあるのか伺います。

○議長 質問に対する答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、お答えしたいと思います。

まず、生活の基盤となる高齢者の住まいにつきましては、自宅や施設以外にも本人の状態や意志に基づいて選択できるよう、様々なニーズに対応可能な住まいの確保というものが重要だというふうに考えております。

ただし、入居者が介護などの福祉的サポートを必要とする高齢者ということでもありますので、一定の設置基準が設けられ、運営後も入所者保護の観点から、都道府県による監督が法律により義務づけられている、例えばサービス付き高齢者向け住宅などの普及が望ましいというふうに考えております。

なお、これらの住まいにつきましては、民間事業者による整備運営というものが基本となりますが、不足する介護人材、これの確保ということにつきましては、確保のための支援といたしまして、介護職員養成研修費用というものに対する町の助成事業、こちらにつきまし

て、引き続き取り組んで参りたいというふうに考えております。

あとは、廃校となった校舎、体育館も含めての利用というふうなことですけども、当然活用希望、そういったものがあつた場合につきましては、地元の住民の皆さんの意見を踏まえたうえで、活用方針というものについて、町としても決定をしていきたいというふうに考えております。

最後に、社会福祉協議会が提供します宅配の給食サービスですけども、こちらの一人暮らしの高齢者の方中心に今ご利用いただいているところです。給食の宅配とか、あとは訪問介護などの在宅サービス、こちらを利用しつつ、住み慣れた自宅での生活を希望される方の住まいの改修、そういったものも含めまして、まずは今後、高齢者の住まいのあり方というものについて、町としての考えを来年度取り組む「三春町住宅マスタープラン」の策定の中で具体的に検討して参りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 再質問を許します。

14番遠藤亮子議員。

○14番（遠藤亮子議員） 高齢者の住まいについて、多様なニーズに対応可能な住まいの確保が重要だとのお考えがあること、また、サービス付き高齢者向け住宅などの普及が望ましいとのお考えがあることは分かりました。

ただ介護職員の確保の点ですが、全国的にもヘルパーが集まらずサービスの確保が難しいとの声が上がっておりますが、三春町はいかがでしょうか。

それと、宅配給食サービスは一人暮らしの高齢者中心にご利用いただいているということですが、何かあつたときの報告などはされているのでしょうか。例えば、配達時に利用者の体調不良など、その際に配達スタッフの対応に関してはマニュアルなどはあるのでしょうか。お聞きいたします。

○議長 答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 介護人材の不足というふうなことで、いろんな方面、業種で人材確保が難しいというふうな形の中で介護人材も不足をしていると。今朝の民報の新聞にも、厚生労働省の有識者会議で、2040年、先ほど議員さんおっしゃいましたけども、50数万人の介護職員不足というふうな記事が出ていました。国でも、あとは県でも、処遇改善とか、あとは職場環境の改善というふうな形で、介護人材の確保戦略というふうなことで一生懸命取り組んではもらっているんですけども、全国的になかなか改善はしないというのが実情だということでございます。

そうした中で、じゃあ、町として何ができるかというふうなことなんですけども、やはり、将来介護の仕事に就きたいと考えてらっしゃる方、そういった方々に必要な研修に係る費用、こちらを助成していくというふうな形の中で、一人でも多くの方が介護現場で働けるよう支援をして参りたいというふうに考えているということです。

あともう一点、社協で実施している宅配給食サービスの件ですけれども、こちら当然、単にお弁当をお届けするというのではなく、安否確認・見守りも兼ねたサービスというふうな形になってございます。

内容にもよりますけれども、生命とか身体、そういったものに関わる重大な案件につきましては、当然逐次連絡はもらうと。そういった場合については、現場から社会福祉協議会の担当の方に電話連絡があり、状況に応じてご家族に連絡を入れたりとか、そういった形での

対応をしていると。

あと軽微なもの。軽微なものといってもあれなんですけれども、そういったものについては事業実施報告というふうな形で毎月いただいていますので、その中で報告をいただいているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長 再質問を許します。

14番遠藤亮子議員。

○14番（遠藤亮子議員） 町の方針では、介護確保ということで、いろいろな支援をされているということはよく分かりました。いつどこで我々も介護が必要になる時代が来るか分かりません。介護サービスの方たちが少なければ、それだけ不安な毎日を過ごすということは間違いないと思います。

ただ、三春町はとても高齢者が元気な町だと私は思っております。その中でも、一人で生活をされている方というのは、体が元気でも心がとても不安だという方も大勢いらっしゃると思います。

昨今特殊詐欺ということで、いろいろなところでお声を聞きますと、玄関のところにマーケティングをされているとか、そういうお話も伺っております。不安な日々を送られているということなので、こういう支援を必要な高齢者の方ももちろんなんですけど、健康な方でも大きなお家に一人で住んでいるよりは、集合住宅で皆さんと和気あいあいで、心身ともに安全な生活ができるような、そういった形の支援というか推進の方も私のほうは望みたいと思っております。

先ほど申し上げたように、学校利用というのはとても活用できる場というのが多いと思いますので、例えばお一人で住まわれていて家族が遠方にいる。そういう方たちが、お母さん・お父さんのところに、あとはおじいちゃん・おばあちゃんのところに顔を見に来たよと言ったときに、お子さんたちが校庭に遊具などがあったら、やはりそこでのびのびと遊べて、三春町ってこういう高齢者に寄り添う集合住宅があるんだな。そこも私は三春町の魅力の一つではないかなと思っております。

そういった形の発信の仕方とかも必要なのではないかなという部分と、あと先ほどの防犯とかに関しても、高齢者に限らず各家庭に防犯の何か、カメラはもちろんなんですけれども、やはりセンサーで電気がつくとか、やっぱりそういったものを各家庭にご協力をいただくとか、そういった形で地域全体で安心・安全なまちづくりを推進できたらなと思っておりますが、そういった支援というか、補助の方とかはつくでしょうか、お願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 再質問にお答えします。

当然、学校として用途廃止をして使われなくなった遊休不動産、こちらの方を活用いただくというふうなことににつきましては、ましてやそれが地域の活性化につながるというふうなことであれば、本当に町としてもありがたいことだというふうに考えております。

そういった跡地利用ということにつきましては、小学校の再編とか、そういったことも今後出てくるというふうな形で考えていますので、そういった跡地の利用につきましては、今後、議論というものについては本格化してくるのかなというふうに考えております。

その際、活用したいというふうな方が出てくれば、先ほども申し上げましたとおり、地元の方の意見も伺いながら検討していくような形になっていくのかなというふうに思ってい

ます。

あと、集合住宅で身を寄せ合ってお互いというふうな形での安心というふうなこともあります。先ほどちょっと再質問の内容ともちょっと被ってくるんですが、やっぱりこれから地域包括ケアシステムの構築というふうなことで、今、全国挙げて進めております。

高齢者の方が安心して住む地域づくり、これはどうしても行政だけの力ではなかなか難しいというふうな形の中で、例えば介護予防だったり、先ほど来ある見守り活動だったり、あとは生活支援のサービスであったり、こういったものにつきましては、住民同士の助け合いというものも大切にしていきたいと思いますというのが地域包括ケアシステムの趣旨というふうな形になっていますので、そういったものも、これからは大切になってくるのかなと。

そうした中で、それらのベースになるのは何かというと、やっぱり先ほどもちょっと出ましたけれども、地区のサロン活動、人と人とのつながりをつくるというのがまずベースになってくるというふうなことで考えていますので、サロン活動の支援というものについては、また引き続き、町の方で実施をしていきたいと思っています。

あと、1日に1回電気を点けないと、それが通報になって、例えば遠方にいる娘さんとか息子さんのところに連絡が行くハローライトというふうなサービス、実は町の方で実施しておりますので、なかなかそれが知れ渡っていないというふうなことの反省もありますので、そういったものもありますよというふうなことと、あとはやっぱり一番は一人暮らしですか、去年の民生児童委員さんの高齢者の実態調査の結果、町内で一人暮らしの高齢者の方って700人を超えているというのが実態です。

そうした中で、行政としてやっぱり大切なのは、いざというときにどういうふうな対応するかというふうなことにつながってくるのかなと想像しております。その際やっぱり一人暮らしの高齢者で、緊急通報システムというものを今運用しているんですが、そういったものがこれから大切になってくるのかなというふうに思っていますけれども、残念ながらちょっと現在の登録者が26名しかいらっしやらないというふうなことの中で、中には当然そういったサービスを使わなくても大丈夫な方もいらっしやるんですけども、あまりにもちょっと普及率が低いのかな、低いということについては何かしらちょっと支障になっている部分があるのかなというふうなこともありますので、来年度はちょっとシステムそのものを見直しというふうな形で進めていきたいなと担当では考えているということです。

以上です。

○議長 再質問を許します。

(ごさいませんの声あり)

○議長 以上で14番遠藤亮子議員の質問を終わります。

○議長 6番石井一正議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○6番(石井一正議員) 本日は三春町期待の事業「こまシェア」の件で、時間はあまりありませんが、住民課長と一緒に早く軌道に乗せるべく質問をさせていただきます。

三春町では、65歳以上の高齢者・視覚障がい者・妊婦さんを対象に、定額制の乗合タクシー「こまシェア」をスタートさせました。月1人1万円の料金であります。

昨年11月1日から7年1月31日までの実証運行期間が終了しました。

住民課長にお尋ねします。月額1人1万円の料金、利用時間の問題、隣接市との連絡、特に郡山市、三春病院と星病院との連携を強めるという点において答弁をお願いします。

○議長 質問に対する答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

利用状況については、国補助金を活用しまして実証運行を実施しました定額乗り放題タクシー「こまシェア」につきましては、運行期間中、総運行回数88回、申込者数4名、お試し利用者6名の延べ10名の方にご利用いただきました。

利用された方は一人暮らしの高齢者が多く、病院受診、買物、入浴施設など多様な目的に利用されておりました。なお、今回の実証運行では、視覚障がい者の方や妊婦の方のご利用はございませんでした。

利用された方にはおおむね良い評価をいただいております、こまシェアを利用することにより「以前より外出する回数が増えた」「外出意欲が高まった」という方もいらっしゃいました。

実際の運行を担う事業者からは「利用されている方には満足いただいているが、周知・PRが不足していた」「利用者の声など参考に見直しを行い、継続して実施していきたい」などの事後評価がありました。

今回の実証運行の結果から利用料金や時刻表、予約方法などの課題が分かったことから、令和7年度からは1万円以外のプランを創設するなど、利用料金の見直し、時刻表の見直しや予約方法、当日の予約を可能とするなど運行形態の見直しを行い、今後も運行事業者と協議しながら継続して実施していきたいと考えております。

また、利用者の負担軽減や外出促進のため、利用申込者に「みはるカード」のポイント付与や、隣接市と連携した試験的運行などにも取り組み、利便性の向上と周知PRの強化に努めて参ります。

以上です。

○議長 再質問を許します。

石井一正議員。

○6番（石井一正議員） 佐久間課長、どうでしょうか。月額1人1万円という具体的な数字の中で、これに対する月額の金額の検討。

また、町民の方から利用時間を8時から19時までという意見も出ておりますが、その辺のところの何か具体案が出ているようでしたら、お答えをお願いします。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 再質問にお答えします。

まず、1万円の金額についてでございますが、様々な方から意見をいただいております、やはり1万円では高いのではないかなという意見もございますので、先ほど答弁申し上げましたが、料金の見直しの中で金額の見直し、定額での利用ができるもの、あとは回数券的なものを今後考えていきたいと考えております。

あと利用時間につきましては、今後運行事業者と協議しながら、可能であれば運行体制の見直しも行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 再質問を許します。

6番石井一正議員。

○6番（石井一正議員） 佐久間課長、1万円の料金は高くありません。ですから、安易な値下げは絶対しない方が、私はこまシェアの将来のためには良いと思います。なお具体的な

ことはまた少し、佐久間課長といろいろ今後、話し合いをしていきたいと思ひます。

利用時間は19時までという町民の依頼が来ていますので、よろしくご検討してもらいたいと思ひます。くれぐれもしつこいようですが、料金の値下げは、一旦安くしちゃうとまた1万円に上げるというのは大変ですから、絶対、安易な値下げはしないでいただきたいと思ひます。

エリアの問題をお話しさせていただきますが、どうでしょうか。このこまシェアを軌道に乗せるということは、特に三春病院と星総合病院との連携を強くして、郡山市の東口に近い将来、こまシェアを乗り入れるということの意見はどうでしょうか。答弁をお願いします。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 答えいたします。

まず、三春病院と星総合病院との連携という形でございますが、こちらにつきましては今年10月から新設する福島交通の路線バスが、これも駅から星総合病院を經由して三春病院を通るルートとなる形から、こういった形の医療圏の連携がつながる新たな路線ができるものと考えております。

運行エリアの拡大でございますが、これにつきましては、北部と南部方面、それぞれ1台ずつのタクシーで運行しております。町外までの運行をしますと、次の時間帯の運行ができなくなるという場合もございますので、例えば町内での結節点を通じまして、町外のタクシーに乗り換えていただく形の手法も運行事業者からも提案がございますので、7年度の実証運行の中で、そういった試験的な取り組みを行っていきたくて考えております。

あと時間の延長の件でございますが、こちらにつきましては、高齢者の方につきましては、通院、買物等のご利用が多いと感じておりますが、先ほど申し上げましたが、運行事業者と協議をしながら、拡大できるようになればそういった形で協議して、今後検討していきたいと考えております。

○議長 再質問を許します。

6番石井一正議員。

○6番(石井一正議員) どうでしょうか、三春病院と星総合病院との連携を強くするというエリアの拡大は。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 答えいたします。

先ほど若干申し上げましたが、郡山の星総合病院との連絡関係につきましては、今年10月から新設される福島交通の路線バスがありますので、そういったバス路線を活用いただければと考えておりますが、こまシェアの拡大につきましては先ほど申し上げましたが、2台の車両での運行でございますので、例えば、郡山市内の病院に行く際は、町内の結節点、例えば舞木駅を結節点としまして、郡山市のタクシーに乗り換えいただいて通院いただくなどの提案もございますので、そういった形で、令和7年度の実証運行の中で試験的な取り組みを行っていきたくて考えてございます。

以上です。

○議長 再質問を許します。

6番石井一正議員。

○6番(石井一正議員) 路線バスと町バスでの郡山乗り入れと、こまシェアの三春病院か

ら星総合病院の乗り入れというのは、今4名の方からの意見も出ていますね。入会して良かったと、快適だったと。これは、平均的に三春から星総合病院までは、30分でこまシェアなら着くんじゃないですか。

そういう快適さもあるし、妊婦の方はどうしても設備の整った、常時産婦人科の医者がいる星総合病院を選ぶんじゃないでしょうか。そういう点では、やはり三春病院と星総合病院との連携というのを強くしておくというエリア拡大が、将来的に登録者数増加につながるんじゃないでしょうか。ぜひエリアの三春病院と星総合病院とのつながり、そのエリアの拡大を。

先ほど1万円の料金を下げるなど、課長にちょっと生意気な言い方をしましたけど、私はエリア拡大がうまく星総合病院とつながれば、三春の町民の方は1万円でも安いと。私もすぐ入会しますよ。登録します。

○議長 佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

エリア拡大につきましては、今現在は町内の運行としてございますが、郡山のタクシー事業者との連携によりまして、例えば舞木駅を結節点としまして郡山のタクシー会社へ乗り換えていただいて、希望のところに移動していただく形の試験的な取組みを令和7年度運行して、可能であるかどうかを検証していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長 再質問を許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で6番石井一正議員の質問を終わります。

ここで20分まで暫時休憩いたします。

……………・・ 休 憩 ・……………  
(休憩 午後 2時15分)  
< 休 憩 >  
(再開 午後 2時21分)  
……………・・ 再 開 ・……………

○議長 休憩前に引き続き再開いたします。

3番大内広信議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○3番(大内広信議員) 事前通告に基づきまして2件の質問を行います。

まず1点目ですが、小学校の特設活動についてです。

各学校には、特設活動として合唱部や合奏部、陸上部などあると思いますが、今後も継続して活動していく予定はありますか。

特設活動の意義は、子どもたちの活動において重要であると思います。学年が違う子どもたちが主体的に活動し、学校生活を豊かにする目的もあります。

一方で課題も多くあります。先生方の負担も大きいために、中学校の部活動のように地域の方に指導をお願いする方法もあると思います。町の見解をお聞かせください。

○議長 質問に対する答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長　ご質問にお答えいたします。

小学校の放課後、教育課程外の活動として実施する特設活動につきましては、陸上大会へ出場するためなど、目的を持って実施する活動が多く的小学校で行われています。また、一部の小学校では合唱や合奏を実施しております。

これらの活動は、一定の学年を対象としたものや、異学年での活動など様々がありますが、今後もこれらの活動を継続し、児童の多様な活動を支援していく考えでおります。

一方、教職員の負担を軽減するため、これらの特設活動について、中学校の部活動地域移行と同じように、地域の方々に指導をお願いしてはどうかというご質問です。スポーツ関連では、10年以上前から町スポーツ少年団本部に所属する単位団に対しまして活動支援を行い、町民が主体となって活動している三春ランニング教室に小中学生が参加するなど、地域の方々に指導者として、小学生を含め異なる年齢集団による様々な活動が活発に展開されている状況です。

また、文化芸術関係では、小中高校生を対象とした国際理解教育プログラムの実施や、小中学校及び高校の児童生徒の文化部活動を推進するため、まほら合唱団、三春ウィンドアンサンブルを立ち上げ、定期的な練習や指導、主催公演の開催など、こちらも地域の方々に指導者としての活動が行われております。

教育委員会では、今後もこのような活動を整備・支援し、多くの地域の方々のご協力を得ながら、町内の児童生徒の活動が活発化していくように努めて参りたいと考えております。

以上です。

○議長　再質問を許します。

3番大内広信議員。

○3番（大内広信議員）　それでは4点、再質問させていただきます。

まず1点目ですが、特設活動と地域活動の並走期間を設けてみてはどうでしょうか。

2点目は、合唱・合奏部は、今までのような学習発表会のような場で発表する機会があるのかどうか。

3点目は、学校の施設や設備の貸し出し、また楽器の利用は今後も可能かどうか。

4点目は少し長くなりますが、全国平均を見ても、福島県内の子どもたちの運動能力が低下しています。原因はスポーツ活動の減少や外遊びが減少したことなど。対策として、保健体育の授業の充実。これは県のホームページに記載、また新聞等でも掲載がありました。土日、三春町内の子どもたちも、スポ少で多くの子どもたちが活動している一方、また格差も広がっていると思います。

放課後の特設活動を使って、様々な団体と連携をして体を動かすことの楽しさを伝えていく必要があるのではないのでしょうか。

例えば、今、三春町内は、T-amigoさんや、あとは田村高校のスポーツ科の連携がこれからは必要ではないのでしょうか。田村高校の魅力アップはもちろん、田村高校スポーツ科の生徒の将来、教員以外に指導者を志す生徒もいるかと思えます。

この4点をお願いします。

○議長　答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長　ご質問にお答えいたします。

まず1点目の特設活動と地域活動の並走期間という点ですが、特設活動、小学校におきましては、平日の放課後に行っているということになっております。そして地域での活動は、

基本的に土日に実施ということですので、現状においても、週の中で特設活動と、それから地域の活動とに参加する児童がいるという状況になっております。

並走というご質問のことですけれども、土日に小学校の特設活動を行うという考え方は現状ありませんので、その意味では、1週間の中で曜日を分けて、平日と土日という形で、それぞれの活動が行われているということでご理解をいただければというふうに思います。

それから2点目の合唱・合奏ですけれども、当然、学校の様々な発表会で活動するというふうな点もあります。それから現在、町あるいは田村地区等でも様々な発表の機会というものが設けられておりますので、そういう中で成果を発表していくということで、こちらにつきましては教育委員会でも支援を進めていきたいというふうに考えております。

それから3点目の施設・楽器ですけれども、現状では、学校の特設活動で使われているということが主になると思います。学校施設につきましては、学校体育施設の開放事業等で、地域のスポーツ団体の方等に施設の提供ということがありますので、その中ではスポーツ少年団の利用等もあるかとは思いますが。

楽器につきましては、現状では特設活動での利用というのが主になっております。このあたりにつきましても、今後整理を進めながら、様々な利活用が図れるように検討していきたいと思っております。

それから4点目です。児童の運動能力が下がってきているというご指摘で、体育の充実ということですが、学校におきましても当然、体育の授業等様々な活動を通じて、児童の体力・運動能力の向上ということには努めておりますが、直近では新型コロナウイルス感染症の感染拡大等によりまして、屋外での活動あるいは集団での活動が抑制されるということもあり、運動能力の低下というものが最近で大きな問題になっているということだと思っております。

こういう点につきましても、これから体育の授業、それから特設活動、地域での様々な運動活動等、子どもたちの様々な活動への参加の場を広げることによって、運動能力の向上ということにも努めて参りたいというふうに考えております。

お答えとしては以上です。

○議長 再質問を許します。

3番大内広信議員。

○3番（大内広信議員） 特設活動と学校活動、地域活動の並走はすごく難しいとは思うんですね。私田村市の方に、知人がちょっと教員をやっている、2校なんですけどちょっと聞いてみました。

1つの学校は児童数が多いので、水泳とか陸上、合唱・合奏は今までどおり放課後の活動を行うと。県の発表会のようなところにも積極的に参加をしていくと。

片やもう一方は、やっぱり学校再編があって小規模な学校で、全て放課後のそういった特別活動はやっていないと。地域に完全に、例えば、文化もスポーツも地域に移行しているというふうな話でした。

今後田村市内でも学校によって対応が変わってくる中で、三春町が今後仮に学校再編を行った場合に、各学校の判断でこういった特設活動を行うのか。それともやはりここは三春町教育委員会が主導してやるのか、やらないのか。この辺をちょっと最後お聞きしたいです。

○議長 答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 ご質問にお答えいたします。

三春町におきましても、現状では学校ごとで様々な特設活動の推進というものを行ってお

ります。学校ベースということになりますので、取り組む内容につきましても児童数であるとか、学校の施設等によって様々な違いがあるということになっています。

今後、小学校教育のあり方の基本方針案に基づきまして、学校再編ということも提起している段階ですけれども、今後にわたってどうしていくかということですが、学校教育、教育課程外の活動ではありますが、やはり学校の活動という点におきましては、学校の主体性というものを教育委員会としては尊重したいというふうに考えておりますが、あわせて児童の様々な活動の場というものを広げていくということにつきましましては、教育委員会としても学校と連携を図りながら進めていければというふうに考えているところです。

以上です。

○議長 再質問を許します。

(ごさいませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

3番大内広信議員。

○3番(大内広信議員) 続きまして、第2の質問に入ります。

スポーツと観光で新たなまちづくりを。

スポーツと観光を組み合わせた「スポーツツーリズム」は、今後の当町において大きなメリットがあります。地域活性化や新たなまちづくりに役立つ事業でもあり、今後スポーツ大会や合宿の誘致により、周辺観光地や飲食店などの経済効果が向上し、交流人口の拡大、そして移住定住にもつながると思います。

モンベルも間もなくオープンを迎え、キャンプ場も整備され、三春の里にはコテージ・入浴設備も完備されています。町内の宿泊施設や飲食店と連携し、積極的なスポーツ大会を開催してはどうでしょうか。

スポーツツーリズムで新たな三春町を！町の見解をお聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

鳴原生涯学習課長。

○生涯学習課長 第2の質問にお答えいたします。

スポーツツーリズムにつきましては、スポーツを通じた地域活性化であると認識しており、議員お質しのとおり、モンベルストアの出店は大きな契機になると捉えております。

モンベルでは、自然を体験し、歴史や文化、人との交流を楽しみながら、トレッキングやサイクリング、パドルスポーツといった人力により移動する新しい旅のスタイル「ジャパンエコトラック」を推進しており、全国の様々な登山コースやサイクリングコースなどが、ジャパンエコトラックのサイトで紹介されております。

三春町におきましても、町内の桜巡りやさくら湖周辺のサイクリングルートなどを設定し、ジャパンエコトラックのサイトに登録を行い、広く情報発信を進めていくこととしております。

また、モンベルでは自治体と連携し、海や湖、里山をカヤックやサイクリング、トレッキングで移動する「SEA TO SUMMIT」というイベントを行っております。

このイベントは、単にアウトドアスポーツを楽しむだけではなく、自然と触れ合いながら、自分たちを取り巻く自然環境について再認識する機会を提供する環境スポーツイベントとして行われているところです。こうしたSEA TO SUMMITのようなイベントの開催につきましても、今後、具体的に検討を進めて参りたいと考えております。

また令和7年度には、中心市街地におけるトレッキングなどの大会を開催する予定で準備

を進めているところでございます。三春町のシンボルであるお城山や町内散策路などを活用して、スポーツを通じた観光や健康づくりなどの効果も期待するものであり、これまでに開催しているさくら湖マラソン大会、みずウオーク、三春ウオークなどにつきましても、さらなる充実を図るとともに、体育協会や各団体等が開催する各種大会の支援などを引き続き行い、町内スポーツの発展に取り組んで参ります。

これらの事業を進めるにあたっては、周辺施設や商工会、飲食店の皆様との意見交換や事業の検討などを行い、スポーツやアウトドア・アクティビティにより、町全体が活性化する方法を検討して、スポーツツーリズムによる地域振興について取り組んで参りたいと考えます。

○議長 再質問を許します。

3番大内広信議員。

○3番(大内広信議員) モンベル周辺でいろんな大会が開催をするというのは素晴らしいことだと思います。

再質問3点あります。

まず1点目ですが、第8次三春長期計画の基本目標4「賑わいと活気」の観光分野において、町の観光資源の効果的な利用やアウトドアヴィレッジ三春のオープンを機に、地域経済の活性化や産業振興など様々なイベントを通して、観光客や交流人口を増やして町全体の活性化につなげると。まさしくスポーツツーリズムもこの考えだというふうに思っております。

三春町の体育施設を、また廃校になった施設を有効に使い、今後スポーツ関連イベントの誘致やスポーツ合宿を通じたスポーツ振興での地域経済の活性化につなげていきたいと、私個人的には思っております。

令和7年度の体育施設の調整会議が既に終了していますが、1年間の大会を見ると県レベルの大きい大会、または東北大会規模の大会もありますので、やはりこういった大会に三春町のPRもしくはお土産物産のようなものを設けて、いろんな方に三春町を伝えていくところがあると思います。この辺についてはいかがでしょうか。

2つ目ですが、このスポーツツーリズム、三春町において成功事例もたくさんあると思うんですね。1つ目は企画政策事業だと思うんですが、東京都目黒区にある目黒ピーターズという小学生・中学生の野球のクラブチームが毎年8月に当町で三春町運動公園を中心に野球の合宿をしています。恐らく10年以上前からだと思います。宿泊先は三春の里。大体30人から50人ぐらいの規模だと思うんですが、宿泊をしていると思います。また、これ以外にも町内の飲食店やコンビニエンスストア、ガソリンスタンドなどを使い経済効果もあると思います。子どもたちが地区のスポ少との試合で交流も深めております。ほかにもさくら湖マラソンや先日開催した魁春旗選抜柔道大会など、多数のチームまた個人の選手が三春町に宿泊をしていると思います。

問題は、やはりこの大会のイベントで三春町に宿泊したい場合、宿泊先をあっせんするところがあるのかどうか、観光協会が窓口なのか、また別なところが窓口なのか、お聞きしたいです。

3点目ですが、郡山市のFSG高等部、開志学園の男子バスケットボール部から、先日、私の方に旧桜中学校の体育館を利用して練習をやりたいとの申出がありました。おそらく平日に週に1回、火曜日か木曜日だと思うんですが、申出がありました。

よくよく話を聞いてみると、今後はそういった三春町の体育施設を有効に使いながら、全国の強豪チームを呼んで宿泊を伴う大会の開催や、子どもたちにバスケットボール教室を開

催したいと、そういうふうな希望を今既に持っています。実際に、具体的に申入れがある以上、町としても速やかに対応を考えていただきたいと思います。

この3点についてお聞かせ願います。

○議長 答弁を求めます。

鳴原生涯学習課長。

○生涯学習課長 まず1点目の合宿につきましては、先ほどご指摘のとおり、様々な合宿等があり、交流人口あるいは宿泊・飲食等で三春町内でご活用いただいているというふうに認識しております。

ご質問のありました宿泊等のあっせん等につきましては、特に町としてあっせんしている窓口はございませんが、ご指摘のとおり、商工会をはじめ様々な事業者さんがいらっしゃいますので、そちらの方の紹介などを行うことは可能でございます。具体的に、大会などを行う際にご相談いただいた場合には、そのような調整をさせていただきたいと考えます。

それと、県の大会など、全国大会、大きい大会があった場合の町内業者の出店などの件はというご質問があったと思いますが、そちらにつきましては、主催者側等と協議をすることが必要となりますので、主催者の方にお伺いしながら検討して参りたいと思います。

3点目のバスケットボールなどの町内体育施設の活用につきましては、桜中学校の体育館というお話があったんですけれども、町内体育施設、例えば第2体育館などについては現在伺ってはおりませんので、具体的にお話を伺いながら対応を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長 再質問を許します。

3番大内広信議員。

○3番（大内広信議員） やはり2番目の多くのチーム、子どもたちや社会人がせっかく三春に来てても、やっぱり近隣地区の方に宿泊をしているというのが現状であると思います。

実際にスポーツ少年団の監督さんの方から、せっかく東日本大会が三春町であっても、観光協会といいますか、宿泊をするあっせんがないので、各チームがどうしても宿泊を考えると、やっぱり郡山市や田村市に流れてしまうというふうなお話を以前いただいていますので、せっかく三春町の施設を使ってやる大会である以上、三春町の施設に宿泊をしてもらって、三春町の名産物をたくさん食べてもらって、三春町の美味しいお酒を飲んでもらって、有効的な時間を皆さんにも使っていただきたいと思いますので、できれば、2番目の窓口というか、宿泊を受ける窓口を速やかに町として対応していただければと思いますが、この辺再質問、もう一度お聞かせください。

○議長 再度答弁を求めます。

鳴原生涯学習課長。

○生涯学習課長 再度お答えさせていただきます。

先ほどご質問ありました、宿泊なかなか難しいという問題でございますが、前回大会開催中に別の方から、ちょっと宿泊紹介していただきたいという話、生涯学習課の方にもあったことがございます。そのときに大きな大会ですと、なかなか町内で全施設と言いますか、その方があつた施設が満員で受けられないという状況があり、町外の宿泊施設をご利用になったということも伺っております。

できるだけ、そういう町内宿泊あるいは飲食等ご利用いただけますように、できるだけ早い時期に体育施設の予約ですとか、そういったものを把握して対応したいと考えております。

また、今後につきましては、商工会をはじめ事業者の皆様と協議する場を検討しまして、できるだけ町内の方々も利用していただけるような体制を考えていきたいと考えます。

以上です。

○議長 再質問を許します。

3番大内広信議員。

○3番（大内広信議員） 以前、嶋原課長と藤井課長とお話をさせてもらったときに、魁春旗柔道大会においては、数多くの高校生が三春町に来て、宿泊施設が三春町ではどうしても押さえられないということで、近隣地区の方に流れているというのは、十分そこは承知をしています。

ただし、利用計画である程度令和7年度の大きな大会が決まっていますね。主催者名簿も恐らく町の方には提出をされていると思いますので、こういったところに県レベルなのか、東北大会レベルなのか、全国レベルなのか、そのあたりはちょっとまた競技者・主催者側と話をする必要はあるかと思いますが、やはり町として、そういった方を受け入れる体制を再度構築をしていただきたい。

せっかくモンベルもできます。多くの町民、多くの県外のお客様が、これから三春町に多数お越しいただく可能性もあると思います。これはスポーツにおいてもあり得ると思います。

皆さんご存じのとおり、土日はほぼ稼働率が三春の運動公園は埋まっています。私たち地元チームであってもなかなか取れないというような状況ですので、そのぐらい素晴らしい施設が三春町にありますので、今後はスポーツはスポーツ、観光は観光ということではなくて、ともにスポーツと観光、そこに対して商工会とか観光協会が連携をして、この大会であればこの施設、この旅館さんを紹介しようとか、そういった新たな試みを今一度構築をしていただきたいと思いますが、そのあたりどうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

嶋原生涯学習課長。

○生涯学習課長 ご指摘のとおり、スポーツツーリズムによりまして活性化するというところは我々も望んでいるところでございますので、関係課・関係機関、協議を行いまして、今後さらに利用者の利便性に努めて参りたいと考えます。

以上です。

○議長 再質問を許します。

（ございませんの声あり）

○議長 以上で3番大内広信議員の質問を終わります。

○議長 1番影山孝男議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○1番（影山孝男議員） さきに通告した内容について質問させていただきます。

まずはじめに、桜川（上舞木地区）河川改修事業に伴う町有地の活用構想について質問します。

去る2月10日に福島県県中建設事務所による令和6年度桜川河川改修事業説明会が開催されました。事業概要及び改修計画等の内容が提示されました。そこで、河川改修事業に伴う町有地の活用構想について伺います。

1つ目、用地測量後の令和7年度以降のスケジュールはどのようになっているか。

2つ目、仮橋の移設はどのように考えているか。

3つ目、旧河川敷の埋立て後の国道288号線に隣接する町有地のおおよその面積はどのぐらいか。

4つ目、岩江地区コンパクトシティとして、宅地の造成による移住定住の促進、商業・医療関係施設等の誘致による住みやすいまちづくり、健康増進のためのパークゴルフ場等の施設の整備など、地域の活性化を図ってはいかがでしょうか。

5つ目、地区が隣接する郡山市舞木町、特に舞木駅周辺の活性化に対する連携・協力体制が必要と思われませんが、町としてはどのように考えているか。

以上、伺います。

○議長 質問に対する答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 ご質問にお答えいたします。

桜川河川改修事業は、町市街地の土流部が完了し、下流の八島川合流部から阿武隈川合流部までの区間のうち、特に河川が蛇行し川幅が狭い「阿武隈川合流部」、「郡山せいわ園付近」及び「三春町大峰橋付近」の3か所について福島県が整備を行うものでございます。

1つ目の今後のスケジュールですが、現在、用地測量が進められており、年度内に完了する予定となっています。来年度は、用地の評価、事業用地内にある工作物や立木の調査を行い、関係する方々にその結果を説明させていただくこととなります。

工事着手の時期はまだ決まっておりませんが、少しでも早期に着手となるよう要望・協力をして参ります。

2つ目の仮橋につきましては、河川改修後の河川左岸側の土地利用を図るうえで必要ですので、機能補償として福島県にかけ替えをしていただくことで協議を進めております。

3つ目の町有地の面積ですが、河川改修後、現河川敷を埋め立て町が取得できるように協議を進めております。まだ河川区域が確定しておりませんので、詳細な面積は分かりませんが、おおよそ1ヘクタールになるものと思われまして。

4つ目の地域活性化施設の整備につきましては、町としましても地区の「核」となるような土地利用を図って参りたいと考えております。今後、地域の皆様のご意見もお伺いしながら検討を進めて参ります。

5つ目の舞木駅周辺の活性化につきましては、昨年開催の「こども議会」において、岩江中学校の生徒さんからもご意見をいただいております。町としましても、地区拠点整備を舞木駅周辺の活性化につなげたいと考えております。そのためには、行政だけではなく地域にお住まいの方々の交流や連携も必要になって参りますので、ぜひとも地域の皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長 再質問を許します。

1番影山孝男議員。

○1番(影山孝男議員) この河川改修の場所は除染土の仮置場として利用されていた土地で、大峰橋から蛇行している箇所を川幅を広げ、直線的に誘導する工事だと聞いております。

立地としては、JR舞木駅、直毘神社、岩江こども園に近く、旧河川敷を埋め立てれば、国道288号線を挟み、地区の防災コミュニティセンターが近くにあります。また、いわゆる地区の核としての場所となります。また、第8次長期計画を進めるためにも大切な、最も重要な場所と考えられると思います。

1つ目の答弁として、今後のスケジュールについては、令和7年度以降具体的に決まって

はいないんですが、進捗状況等については、逐次ご説明をいただきたいと考えております。

2つ目。仮橋についてですが、先ほど答弁もありましたように、土地の有効活用には最も重要なものです。ぜひ福島県との協議を進めていただきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

続いて、3つ目ですが、町有地の面積ということで、おおよそ1ヘクタール、例えば、陸上競技場400メートルトラック約1面分がそのぐらいに該当するのかなと思います。相当広い面積です。そこで、この改修に関わる全体の土地の面積に対する町有地の占める割合についてお伺いいたします。何割ぐらいが町のものかということ、ちょっとお伺いしたいと思います。

続きまして4つ目です。地域活性化施設の整備については、具体的な計画はないとのこと、地域の意見を伺い検討を進めることということになっております。

現在のところの地域の要望としては、先ほども申したとおり、宅地の造成による移住定住の促進、商業・医療関係の施設等の誘致による住みやすいまちづくり、健康増進のためのパークゴルフ等の設備の整備などが上がっております。これらについて、工事の進捗状況に応じて、地域活性化の協議会を早急に発足させてはかがかかと思っております。町の考えをお伺いします。

最後になります。5つ目ですが、隣接する郡山市、JR舞木駅周辺の活性化に対する連携・協力体制についてですが、三春町合併70周年という年でもありますが、同時に岩江村が三春町と郡山市に分割された年でもあります。

地形は複雑に入り組んでいる土地柄でございます。ですが、三春町・郡山市とも宅地造成が進んでおります。そこで、連携・協議のための町からのバックアップというか、そういった部分でのバックアップを町としてはどのように考えているかを伺いたいと思っております。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 再質問をいただいた中で、最後の2つについてまず私の方から説明をさせていただいて、残りの方、数字的なものにつきましては担当課長より説明をさせます。

まず地域の活性化の施設ということで、最終的には協議会のようなものが必要ではないかというふうなご提案でございました。

どういうふうな形になるか、まだ今のところは決めておりませんが、いずれそういうふうな形で地元の方にお世話になる可能性がございますので、その際にはぜひともお願いしたいと思います。

最後の郡山市との対応ということだと思います。住民はもちろんなんですが、当然行政レベルでも計画に基づいて具体的な協議を開始していくというふうな時期に間もなく入っていくというふうに我々考えてございますので、当然、行政としても郡山と協議をしながら、舞木周辺の開発を実効的なものをつくり上げていきたい、そのような考えでおります。

以上であります。

○建設課長 では、私から1番から3番の質問に対してお答えをさせていただきます。

まず今後のスケジュールですが、先ほど町長答弁のとおりスケジュールで、これから事業になっていきますので、それに関しましては議会あるいは地元の皆さんに説明をして、皆さんで情報共有をして活性化につながるようにしていきたいというふうに考えておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

2つ目の仮橋ですけれども、これも先ほど町長答弁ありましたように、川を挟んで右岸・

左岸に町の土地が残ってきますので、当然、左岸側の土地に行くための通路が必要になってきますので、そのための橋として、現在も橋がございますので、先ほどの答弁のとおり、機能補償という形で県の方につけ替えをしてもらおうということで、今、協議を進めていますので、あとは実現をさせていきたいというふうに考えております。

3つ目の町有地の面積の割合ですけれども、現在の河川用地。埋立てをしまして、町の方で取得できますと1ヘクタールのほぼ全体が町の土地になってきますので、1ヘクタールに関しましては、ほぼ100%。河川用地が取得できたという前提のもとですけれども、町の土地になりますので、その土地に対しまして地域の皆さんのご意見をいただきながら、いい形の土地利用を図っていければというふうに考えております。

以上です。

○議長 再質問を許します。

1 番影山孝男議員。

○1 番（影山孝男議員） 回答ありがとうございました。町の土地がほぼ100%ということなので、県との協議等については、私有地が入っていないということになれば、進め方はたやすくできるのではないかというふうに考えますので、ぜひ早期着工できるよう調整の方をお願いしたいと思います。

以上です。意見だけです。

○議長 以上で、1 番影山孝男議員の質問を終わります。

…………… ● ● 散会宣言 ● ● ……………

○議長 これで一般質問を終わりますが、今日は手話通訳さん3名にお願いして手話通訳を行っております。長時間にわたり3名の手話通訳の皆さん、お世話になりました。お疲れさまでした。ありがとうございます。

(拍手)

○議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。ご苦労さまでした。

(午後 3時 4分)

令和7年3月13日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 影山孝男	2番 三瓶一壽	3番 大内広信
4番 佐藤弘	5番 山崎ふじ子	6番 石井一正
7番 小林孝	8番 松村妙子	9番 三瓶文博
10番 篠崎聡	13番 影山常光	14番 遠藤亮子
15番 鈴木利一	16番 影山初吉	

2 欠席議員は次のとおりである。

11番 橋本善一郎 12番 佐久間正俊

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 荒井公秀	書記 橋本和宜
	書記 佐藤祐梨子

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	坂本浩之
副町長	伊藤朗

総務課長	宮本久功	財務課長	菊田誠子
企画政策課長	渡辺淳	住民課長	佐久間島宏
税務会計課長	今泉喜徳	保健福祉課長	影山清夫
子育て支援課長	大内広三	産業課長	遠藤晃
建設課長	新野恭朗	企業局長	伊藤晴之
教育長	添田直彦	教育次長兼 教育課長	藤井康
生涯学習課長	嶋原健二		

農業委員会会長	橋本正亀
---------	------

代表監査委員	鈴木輝夫
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和7年3月13日（木曜日） 午後2時00分開議

- 第1 付託議案の委員長報告
- 第2 議案第3号 三春町アウトドア・アクティビティ拠点施設新築工事請負変更契約について
- 第3 議案第4号 三春の里農業公園駐車場整備工事請負変更契約について
- 第4 議案第5号 三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第6号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 第 6 議案第 7号 三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 9号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第10号 三春町第1保育所に係る指定管理者の指定について
- 第10 議案第11号 三春町第2保育所に係る指定管理者の指定について
- 第11 議案第12号 三春ふれあいの蔵に係る指定管理者の指定について
- 第12 議案第13号 三春中町蔵に係る指定管理者の指定について
- 第13 議案第14号 三春北町蔵に係る指定管理者の指定について
- 第14 議案第15号 三春町旧桜中学校交流施設に係る指定管理者の指定について
- 第15 議案第16号 三春の里交流体験施設に係る指定管理者の指定について
- 第16 議案第17号 令和6年度三春町一般会計補正予算(第8号)
- 第17 議案第18号 令和6年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 第18 議案第19号 令和6年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第19 議案第20号 令和6年度三春町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 第20 議案第21号 令和6年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)
- 第21 議案第22号 令和6年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第3号)
- 第22 議案第23号 令和6年度三春町病院事業会計補正予算(第2号)
- 第23 議案第24号 令和6年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)
- 第24 議案第25号 令和7年度三春町一般会計予算
- 第25 議案第26号 令和7年度三春町国民健康保険特別会計予算
- 第26 議案第27号 令和7年度三春町後期高齢者医療特別会計予算
- 第27 議案第28号 令和7年度三春町介護保険特別会計予算
- 第28 議案第29号 令和7年度三春町町営バス事業特別会計予算
- 第29 議案第30号 令和7年度三春町放射性物質対策特別会計予算
- 第30 議案第31号 令和7年度三春町病院事業会計予算
- 第31 議案第32号 令和7年度三春町水道事業会計予算
- 第32 議案第33号 令和7年度三春町下水道事業等会計予算
- 第33 議案第34号 令和7年度三春町宅地造成事業会計予算
- 第34 同意第 1号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第35 同意第 2号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第36 同意第 3号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第37 同意第 4号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第38 同意第 5号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第39 同意第 6号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第40 同意第 7号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第41 同意第 8号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第42 同意第 9号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第43 同意第10号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第44 同意第11号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第45 同意第12号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第46 同意第13号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

- 第47 同意第14号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第48 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 第49 陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書
- 第50 発委第1号 三春町議会の個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第51 発委第2号 三春町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第52 発委第3号 三春町議会議政務活動費の交付に関する条例の制定
- 第53 発委第4号 三春町議会傍聴規則の一部を改正する規則

《追加日程》

- 第1 発委第5号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

6 会議次第は次のとおりである。

(開議 午後2時00分)

…………… 開議宣言 ……………

○議長 報告が2点ありますので、始めさせていただきます。

1点目はですね、11番橋本善一郎議員がコロナに罹ったということで欠席の届出がありましたので報告します。

2点目はですね、経済建設常任委員会委員長より委員長を辞職したいという申出がありまして、経済建設常任委員会を開催していただきました。

後任の委員長を決めていただきたいということで委員会を開催いただきまして、現在副委員長の影山常光議員が推薦されまして満場一致で委員長と。副委員長には委員長指名ということで、佐久間正俊議員が副委員長ということに決まりました。

その過程の中で3つほどクリアしなければならない問題がありまして、1つは影山常光委員長が委員長の立場で監査委員をやって良いのかということですが、調べていただいた結果クリアであります。2つ目は、委員長だった人が副委員長に就くのはどうかということですが、これも何ら問題はなく、委員長が「今までの経験を活かして私を補佐してもらいたい」という強い願いでありますので、そういう順次になりました。3つ目は、議会運営委員会のメンバーが替わるときは議会の中で構成を決めてもらうということになっておりますが、今回は副委員長でありますので、委員長と副委員長が議運の委員になるということだったので、これも問題なくクリアできました。

そういうことで、委員会の委員長・副委員長が替わりましたということの報告であります。

それでは始めさせていただきます。

傍聴者の皆様へ申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますよう、お願い申し上げます。

それではただ今より本日の会議を開きます。

…………… 発言の取消 ……………

○議長 お諮りします。

6番石井一正議員から、3月4日の会議における発言について不穏当と認められることから、会議規則第65条の規定により掲載した発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、6番石井一正議員の申出のとおり、許可することに決定しました。

これより日程に入ります。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第1、付託議案の委員長報告を行います。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、3月3日に日程設定を行い、3月7日、12日及び13日の3日間に第1委員会室において開会しました。

議案第 3号 三春町アウトドア・アクティビティ拠点施設新築工事請負変更契約について

議案第 4号 三春の里農業公園駐車場整備工事請負変更契約について

企画政策課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 5号 三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第 6号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7号 三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

議案第 8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

経済常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、3月3日に日程設定を行い、3月7日、10日及び13日に第4委員会室において開会しました。また、3月10日には現地調査を行いました。

議案第 9号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 三春ふれあいの蔵に係る指定管理者の指定について

議案第13号 三春中町蔵に係る指定管理者の指定について

議案第14号 三春北町蔵に係る指定管理者の指定について

議案第15号 三春町旧桜中学校交流施設に係る指定管理者の指定について

議案第16号 三春の里交流体験施設に係る指定管理者の指定について

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、議案第14号については、今後蔵を利用する利用者の選定についてはしっかりした理由を持つこと、また、北町蔵の外壁は今メンテナンスしておかないと手遅れになってしまうとの指摘がありました。また、指定管理全般について、公の施設の設置目的と事業計画を十分に精査のうえ、効率的

な運営に努めるよう意見が付されました。

指定管理者の指定については、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会からの報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で経済建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、3月3日に日程設定を行い、3月10日は大会議室において開会し、3月12日は第3委員会室において開会いたしました。

議案第10号 三春町第1保育所に係る指定管理者の指定について

議案第11号 三春町第2保育所に係る指定管理者の指定について

子育て支援課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、保育所の指定管理者については人件費等の経費、また、人材確保の面でも指定管理が妥当と考え、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告とします。

○議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

予算決算特別委員会委員長。

○予算決算特別委員長 予算決算特別委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、3月5日、6日に全体会において議案の説明を受け、3月7日、10日及び11日の3日間、各分科会において審査し、12日には全体会を行いました。

付託議案の審査にあたっては、全体会において担当課長の出席を求め、各会計ごとに説明を受けました。その後、全体会での説明をもとに、各分科会において審査を行いました。最後に、全体会において町長、教育長等の出席を求め、各会計補正予算・新年度予算について分科会長報告及び総括質疑を行いました。

審査結果は、議案第17号「令和6年度三春町一般会計補正予算（第8号）」から議案第24号「令和6年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）」までは全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号「令和7年度三春町一般会計予算」は、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しましたが、大型バスの購入について「修繕に約150万円をかけたため、次回の車検前に判断・検討をすべきものである。また、いろいろな補助金を検討するなど買い換えを行うこと」。

さらに、公共交通について「現在は町営バス・福島交通・こまシェア・おでかけ応援隊の4つの事業があるが、こまシェアとおでかけ応援隊を一つに合わせるなど大きな見直しが必要である」と各分科会より報告がありました。

また、財政運営について、次の意見がありました。

昨年11月の令和7年度予算編成方針において、「本町の財政状況は、経常収支比率が92.4%

と適正な基準とされる70%台を大きく超えていること、町債残高は令和6年9月末時点で約9億9,000万円が見込まれること及び財政調整基金残高は、令和7年度予算編成において、令和6年度と同額を取り崩すと仮定した場合、約2億9,000万円となること」等が示されました。

また、「賃上げや物価高騰に伴うあらゆる経費の増加や大規模事業の償還金の増加等、今後の財政運営はさらに厳しさを増していく状況にある。これらを踏まえると、財政負担の軽減に向けた一層の効率化とさらなる業務の見直しが求められるとともに、新たな財源確保策に積極的に取り組む必要がある。」と記されているように、本町には厳しい財政運営が求められています。

本予算には住民の福祉事業なども多く含まれていることから、予算執行にあたっては、次の事項について安易に執行することなく、十分に配慮をして取り組むことを求めます。

#### 1 財政運営について

将来見通しが大変厳しい状況を全職員の共通認識とし、全ての事業費の削減可能性をもう一度精査することと併せて、財政調整基金の取り崩しと新規町債借入を極力抑える財政運営に努めること。

議案第26号「令和7年度三春町国民健康保険特別会計予算」から議案第34号「令和7年度三春町宅地造成事業会計予算」までは全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算決算特別委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で予算決算特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

…………… 討論及び採決 ……………

○議長 日程第2、議案第3号「三春町アウトドア・アクティビティ拠点施設新築工事請負変更契約について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第4号「三春の里農業公園駐車場整備工事請負変更契約について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第5号「三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第6号「非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第7号「三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第9号「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第10号「三春町第1保育所に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第11号「三春町第2保育所に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第12号「三春ふれあいの蔵に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第13号「三春中町蔵に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第14号「三春北町蔵に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第15号「三春町旧桜中学校交流施設に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第16号「三春の里交流体験施設に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第17号「令和6年度三春町一般会計補正予算(第8号)」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第18号「令和6年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第19号「令和6年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第20号「令和6年度三春町介護保険特別会計補正予算(第4号)」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

せんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第21号「令和6年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第22号「令和6年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第23号「令和6年度三春町病院事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第24号「令和6年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第25号「令和7年度三春町一般会計予算」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、議案第26号「令和7年度三春町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第27号「令和7年度三春町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第28号「令和7年度三春町介護保険特別会計予算」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

せんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第28、議案第29号「令和7年度三春町町営バス事業特別会計予算」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第29、議案第30号「令和7年度三春町放射性物質対策特別会計予算」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第30、議案第31号「令和7年度三春町病院事業会計予算」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第31、議案第32号「令和7年度三春町水道事業会計予算」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第32、議案第33号「令和7年度三春町下水道事業等会計予算」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第33、議案第34号「令和7年度三春町宅地造成事業会計予算」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

……… 同意第1号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて ……

○議長 日程第34、同意第1号「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。町長より提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 議案説明書に基づきまして説明をさせていただきます。議案説明書の13ページをご覧ください。

同意第1号「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」であります。これは監査委員の鈴木輝夫氏が令和7年3月31日で任期満了となるため、新たに増子博保氏を委員として選任したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

続いて経歴について説明を申し上げます。経歴書をご覧ください。

住所は三春町の八島台四丁目にお住まいです。お名前は増子博保さんであります。生年月日は昭和33年3月5日生まれであります。学歴は昭和56年3月に筑波大学を卒業されております。

職歴であります。昭和56年4月から平成5年5月まで三菱石油株式会社。そして、平成5年5月から令和5年6月までは三春工業株式会社にお勤めになっておられます。

公職歴について説明をさせていただきます。平成30年5月から令和6年5月までは三春町商工会会長、平成23年4月から現在に至るまで三春町異業種交流会の会長、平成23年1月から現在に至るまで三春町国民健康保険運営協議会の委員であります。そして、令和4年5月から現在に至るまで三春町国民健康保険運営協議会の会長をお勤めになっており

ます。

賞罰についてはございません。

以上であります。

○議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより同意第1号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ただいま議会の同意を得られました増子博保氏よりあいさつしたいとの申出がありましたので、これを許します。

(増子博保氏議場へ入場)

○増子博保氏 今ほど、私の監査委員の選任に関しまして、ご同意をいただきまして誠にありがとうございました。町の予算がしっかり正しく使われているということを確認して参る所存ですので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

(増子博保氏退場)

・・・ 同意第2号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて ・・・

・・・ 同意第14号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて ・・・

○議長 日程第35、同意第2号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」から日程第47、同意第14号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」までを一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 説明させていただきます。同じく議案説明書の13ページをご覧ください。

同意第2号から同意第14号までの13議案については、現在の農業委員会委員13人が令和7年3月31日で任期満了となるため、新たに別紙のとおり13人を委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、農業委員会委員の任命にあたっては、農業委員会等に関する法律に規定する認定農業者の過半数要件について、本町では農業委員会等に関する法律施行規則の規定に基づき、認定農業者及び同規則に規定する「農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者」として、町が認めた農業者をもって委員を任命しようとするものであります。

なお、別紙名簿は16ページに掲載しておりますので、ご参照ください。

以上であります。

○議長 説明が終わりました。

ただいま議題となっております13件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております13件は人事案件ですので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、同意第2号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

これより、同意第3号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

これより、同意第4号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

これより、同意第5号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

これより、同意第6号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

これより、同意第7号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

これより、同意第8号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

これより、同意第9号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

これより、同意第10号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

これより、同意第11号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

これより、同意第12号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

これより、同意第13号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

これより、同意第14号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

・・・ 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて ・・・

○議長 日程第48、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 説明させていただきます。同じく議案説明書の14ページをご覧くださいと思います。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」であります。これは、人権擁護委員の吉田信子氏が令和7年6月30日で任期満了となるため、引き続き同氏を委員として推薦したいので、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求め

るものであります。

続いて経歴について説明申し上げます。経歴書をご覧ください。

現住所は、三春町字新町にお住まいです。お名前は吉田信子さん。生年月日は昭和34年の9月7日生まれであります。学歴は昭和57年3月に文教大学を卒業されました。

次に職歴ですが、昭和57年4月から安積第三小学校の講師、昭和58年11月からは郡山市立永盛小学校の講師、昭和59年4月からはいわき市立江名小学校の教諭、昭和61年4月からは船引町立美山小学校教諭、平成2年4月からは大越町立上大越小学校教諭、平成8年4月からは小野町立小野新町小学校教諭、平成14年4月からは田村市立堀越小学校教諭、平成20年4月からは田村市立西向小学校教諭、平成24年4月からは須賀川市立大東小学校教諭、そして平成26年4月から令和2年3月までは三春町立中妻小学校教諭を務められまして、令和2年3月に定年退職を迎えております。

続いて令和2年4月から令和4年3月までは、再任用として三春町立三春小学校の教諭を務めていただきました。

公職歴等につきましては、令和4年7月から人権擁護委員及び青少年問題協議会委員として務めていただいております。賞罰についてはございません。

以上です。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより諮問第1号を採決します。

本案は適任ということで、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は適任と意見を付することに決定しました。

…・ 陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書 …

○議長 日程第49、陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書」を議題とします。

付託陳情事件について、経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本会議において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。なお、陳情第1号の審査については、3月7日、第4委員会室において開会いたしました。

陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書」

陳情者 田村市船引町船引字南町通52

日本労働組合総連合会福島県連合会田村地区連合会 議長 樽井義成

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

本陳情は、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活は厳し

さを増している現状であり、物価上昇に見合った賃上げが喫緊の課題であることから、最低賃金の重要性を強く認識し、意見書の提出を求めるため要望するものであります。

以上について産業課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出することについては妥当であると判断できることから、当委員会は全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。本陳情については委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、本陳情は採択することに決定しました。

……… 発委第1号 三春町議会の個人情報保護条例の一部を改正する条例 ……

…………… 発委第4号 三春町議会傍聴規則の一部を改正する規則 ……

○議長 日程第50、発委第1号「三春町議会の個人情報保護条例の一部を改正する条例」

から、日程第53、発委第4号「三春町議会傍聴規則の一部を改正する規則」までを一括議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長 発委第1号「三春町議会の個人情報保護条例の一部を改正する条例」。

三春町議会の個人情報保護条例（令和5年三春町条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

趣旨説明。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が令和7年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものであります。

発委第2号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例」。

三春町議会委員会条例（昭和38年三春町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。

趣旨説明。新型コロナウイルス感染症の蔓延を契機に社会全体がリモートワークの導入や行動様式を見直しました。議会としても、時代や環境に適応した柔軟な議会活動のあり方を示す必要があります。

これからの時代において、適切かつ効果的な委員会運営の観点から、大災害等で一つの場所に参集することが困難な状況やワークライフバランスの観点から一律に委員会室に集合することが不合理な状況等、議決機関として様々な状況下でも対応できるようオンライン委員会の開催を可能とする所要の改正を行います。

発委第3号「三春町議会政務活動費の交付に関する条例の制定」。

三春町議会政務活動費の交付に関する条例を別紙のとおり定める。

趣旨説明。議員が行う調査研究、研修、広報、広聴など町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図る活動に要する経費を交付するため、

三春町議会の政務活動費の交付に関する条例を制定しようとするものであります。

発委第4号「三春町議会傍聴規則の一部を改正する規則」。

三春町議会傍聴規則（昭和42年議会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

趣旨説明。最近の社会情勢の変化に対応するとともに、住民に開かれた議会の実現を図る観点から、標準町村議会の一部が改正されました。

また、脱水による健康被害などへの予防の観点から、傍聴人の水またはお茶等の飲用に關して、所要の改正を行うものです。

令和7年3月3日提出

提出者 三春町議会議会運営委員会委員長 佐藤弘

発委第1号から発委第4号までの4議案。よろしくお願いをします。

○議長 ただ今議題となっております4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより発委第1号について討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより発委第1号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に発委第2号について討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより発委第2号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に発委第3号について討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより発委第3号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に発委第4号について討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより発委第4号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。



が第8次長期計画の初年度を、令和7年度を力強く歩み出していきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今日は町内の中学校の卒業式でありました。私も岩江中学校の卒業式に出席して参りました。ここ何年間必ずあいさつの中で出される2つの出来事がございます。

一つは原発事故で生まれたばかりの生徒の皆さん及びその家族が翻弄されたということ。で、もう一つはコロナのパンデミックのおかげで、本来であればできた学校行事がかなり制限を受けたと。大変苦勞させた。この二つが必ずここ何年間の卒業式の中のあいさつに出て参ります。大変心が痛むわけですが、それでも卒業生の皆さんは、その中にあっても自分たちの工夫で同級生と親睦を深めたり、学校行事を楽しく過ごすことができたというふうな、答辞の言葉を聞いて少し安堵したわけでありまして。さわやかに巣立っていられました。彼らの将来に期待したいと思います。彼らが近い将来、三春町に戻ってきたときにがっかりすることがないように、町としてはこれから行政そしてまちづくりを進化させて参りたいと思います。

引き続き議会の皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻をお願い申し上げまして、3月会議の閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。大変お疲れ様でした。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 以上で、令和7年三春町議会定例会3月会議を散会します。ご苦勞様でした。  
(閉会 午後 3時10分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年3月13日

福島県田村郡三春町議会

議 長 影 山 初 吉

署 名 議 員 影 山 常 光

署 名 議 員 遠 藤 亮 子

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第3号	三春町アウトドア・アクティビティ拠点施設新築工事請負変更契約について	全 員	原案可決
議案第4号	三春の里農業公園駐車場整備工事請負変更契約について	全 員	原案可決
議案第5号	三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	全 員	原案可決
議案第6号	非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	全 員	原案可決
議案第7号	三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	全 員	原案可決
議案第8号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	全 員	原案可決
議案第9号	三春町町営住宅条例の一部を改正する条例	全 員	原案可決
議案第10号	三春町第1保育所に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第11号	三春町第2保育所に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第12号	三春ふれあいの蔵に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第13号	三春中町蔵に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第14号	三春北町蔵に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第15号	三春町旧桜中学校交流施設に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第16号	三春の里交流体験施設に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第17号	令和6年度三春町一般会計補正予算（第8号）	全 員	原案可決
議案第18号	令和6年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	全 員	原案可決
議案第19号	令和6年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	全 員	原案可決
議案第20号	令和6年度三春町介護保険特別会計補正予算（第4号）	全 員	原案可決
議案第21号	令和6年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）	全 員	原案可決

議案第22号	令和6年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第3号)	全 員	原案可決
議案第23号	令和6年度三春町病院事業会計補正予算(第2号)	全 員	原案可決
議案第24号	令和6年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)	全 員	原案可決
議案第25号	令和7年度三春町一般会計予算	全 員	原案可決
議案第26号	令和7年度三春町国民健康保険特別会計予算	全 員	原案可決
議案第27号	令和7年度三春町後期高齢者医療特別会計予算	全 員	原案可決
議案第28号	令和7年度三春町介護保険特別会計予算	全 員	原案可決
議案第29号	令和7年度三春町町営バス事業特別会計予算	全 員	原案可決
議案第30号	令和7年度三春町放射性物質対策特別会計予算	全 員	原案可決
議案第31号	令和7年度三春町病院事業会計予算	全 員	原案可決
議案第32号	令和7年度三春町水道事業会計予算	全 員	原案可決
議案第33号	令和7年度三春町下水道事業等会計予算	全 員	原案可決
議案第34号	令和7年度三春町宅地造成事業会計予算	全 員	原案可決
同意第1号	監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	全 員	同 意
同意第2号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同 意
同意第3号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同 意
同意第4号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同 意
同意第5号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同 意
同意第6号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同 意
同意第7号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同 意
同意第8号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同 意

同意第9号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同 意
同意第10号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同 意
同意第11号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同 意
同意第12号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同 意
同意第13号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同 意
同意第14号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同 意
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全 員	適 任
発委第1号	三春町議会の個人情報保護条例の一部を改正する条例	全 員	原案可決
発委第2号	三春町議会委員会条例の一部を改正する条例	全 員	原案可決
発委第3号	三春町議会政務活動費の交付に関する条例の制定	全 員	原案可決
発委第4号	三春町議会傍聴規則の一部を改正する規則	全 員	原案可決
発委第5号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書	全 員	原案可決